東近江行政組合財務規則

別表第1 (第45条第2項関係)

支出負担行為の整理区分表

	区 分	支出負担行為として整理する時期	支 出 負 担 行 為 の 範 囲	支出負担行為に必要な書類
1	報酬	支出決定のとき	支出しようとする額	支払内訳書
2	給料	支出決定のとき	支出しようとする額	給与支給明細書
3	職員手当等	支出決定のとき	支出しようとする額	支給明細書
4	共済費	支出決定のとき	支出しようとする額	明細書納入通知書
5	災害補償費	支出決定のとき	補償を要する額	病院等の請求書 領収書 証明書 戸籍謄(抄)本 死亡届書 被災状況調書、説明書等
6	恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	支給明細書
7	賃金	支出決定のとき	支出しようとする額	支払内訳書
8	報償費	支出決定のとき 又は 契約を締結するとき	支出しようとする額 契約しようとする額	相手方及び報償内容を示す書類 物件購入にあっては需用費に準ずる書 類
9	旅費	支出決定のとき	支出しようとする額	財務規則に規定する旅費請求書
10	交際費	支出決定のとき	支出しようとする額	
11	需用費	請求のあったとき 又は 契約を締結するとき	請求のあった額 又は 契約しようとする額	請求書 見積書 仕様書 契約書(案)

12	役務費	請求のあったとき 又は 契約を締結するとき	請求のあった額 又は 契約しようとする額	請求書 見積書 仕様書 契約書(案)
13	委託料	請求のあったとき 又は 契約を締結するとき	請求のあった額 又は 契約しようとする額	請求書又は納入通知書 見積書 仕様書 契約書(案)
14	使用料及び賃借料	請求のあったとき 又は 契約を締結するとき	請求のあった額 又は 契約しようとする額	請求書 見積書 仕様書 契約書(案)
15	工事請負費	契約を締結するとき	契約しようとする額	見積書又は入札書、入札経過書、予定価格書 仕様書、設計図書 契約書(案)
16	原材料費	請求のあったとき 又は 契約を締結するとき	請求のあった額 又は 契約しようとする額	請求書 見積書又は入札書、入札経過書、予定価 格書 仕様書 契約書(案)
17	公有財産購入費	契約を締結するとき	契約しようとする額	見積書 仕様書 登記簿謄本、権利書等 契約書(案)
18	備品購入費	請求のあったとき 又は 契約を締結するとき	請求のあった額 又は 契約しようとする額	請求書 見積書又は入札書、入札経過書、予定価 格書 仕様書 契約書(案)

第6編 財務 (東近江行政組合財務規則)

19	負担金、補助及び交付金	請求のあったとき 又は 交付決定のあったとき	請求のあった金額 又は 交付決定のあった金額	請求書、納入通知書又は負担金額の明ら かになる書類 交付申請書 交付決定通知書(写)
20	扶助費	請求のあったとき (支給決定のとき) 又は 契約を締結するとき	請求のあった金額 (支給決定金額) 又は 契約しようとする金額	請求書又は納入通知書 支給明細書・ 見積書 契約書(案)
21	貸付金	貸付決定のとき	貸付を要する額	申請書、契約書(案)
22	補償補塡及び賠償金	支出決定のとき 又は 契約を締結するとき	支出しようとする額 又は 契約しようとする額	納入通知書 和解調書、示談書又は判決書 謄本 移転等の確認書契約書(案)
23	償還金利子及び割引料	償還決定のとき 又は 支出決定とき	償還を要する額 利息相当額 支出しようとする額	借入れに関する書類の写し 償還方法及び金額を示す書類
24	投資及び出資金	投資又は出資を決定したとき	投資又は出資をしようとする額	出資依頼書又はそれに類する書類
25	積立金	積立て決定のとき	積立てようとする額	
26	寄付金	寄付を決定したとき	寄付しようとする額	申込書又はそれに類する書類
27	公課費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は納入通知書
28	繰出金	支出決定のとき	繰出しようとする額	理由、金額を示す書類

別表第2

物品分類表

大分類 1 化	備 品
中 分 類	小 分 類
庁用器具	卓子類 椅子類 印章・図書・旗類 文具・事務用器具類 棚箱台類 寝具類 室内用品類 庁用電気器具類 空調・冷暖房器具類 カメラ・光学用器具類 コンピューター機器類 測定・表示用器具類 厨房器具類 工作・整備用器具類 その他の器具類
消防・救助用器具	消防用器具類 呼吸保護・隊員保護用器具類 照明器具類 一般救助用器具類 重量物排除用器具類 切断・破壊用器具類 検知・測定・警報用器具類 水難救助用器具類 山岳救助用器具類 訓練用器具類 その他の器具類
医療・救急用器具	観察用器具類 呼吸・循環管理用器具類 搬送・固定用器具類 訓練・指導用器具類 消毒・滅菌用器具類 その他の医療用器具類 診療補助器具類
予防· 原因調査用器具	訓練指導・予防啓発用器具類 検知・測定用器具類 原因調査実験用器具類 その他の器具類
通信・指令用器具	デジタル無線装置 デジタル無線機 署活動用無線機 その他の器具類
消防音楽隊用器具	楽器類 その他の器具類
車両・船舶	消防自動車 救急自動車 その他の自動車 船舶
2	消 耗 品
用紙	白紙類 複写・謄写類 封筒類 罫紙類 雑紙類
印紙	収入印紙 収入証紙 切手葉書類
文具	文具類 図書類(官報、新聞、雑誌、刊行物) 帳簿類
燃料	薪炭類 油類
その他の消耗品	掃除用具類 食器類 食糧品類 雑品類

- 備考 1 物品は、個々の品名によって整備しなければならない。
 - 2 備品は、長期の使用に耐え得る物品とする。

別表第3

管理者及び会計管理者等の出納その他会計事務のために用いる印章の寸法及び字体

1 管理者



寸法 2.1糎×2.1糎

字体 てん書

2 会計管理者



寸法 2.1糎×2.1糎

字体 てん書

(平21規則8・一部改正)

3 出納員



寸法 3.1糎

字体 かい書

様式第1号(その1)

	平成	定 年	月	日提出
主務課長	係長		係	

平 成 年 度 当 初 (補 正) 予 算 見 積 書

見 積 額 等

(単位:千円)

	区					分		歳		入	歳	出
会	計 名											
						会	計					
総	 括	 管	理	課	受	付			月			

課

様式第1号(その2)

当 初 予 算 見 積 方 針 等

	課
課	
題	
及	
び	
問	
題	
点	
重	
点	
事	
項	
当	
初	
予	
算	
見	
積	
方	
針	

頁

様式第1号(その3)

平成 年度 歳入予算見積書 (当初予算)

会計: 所属: (単位:千円) 本 年 度 当初要求額 前 年 度 当初予算額 前々年度 決 算 額 増 減 増減額 増減率% 款項目節細節 積 算 基 礎 等 財源充当先科目 (単位:円)

注 本書には、別に付属資料を添付すること。

様式第1号(その4)

			半成	C	年度 歳出予	算見積書	(当初予	算)			
会計:										担当者:	
										担当者: 内 線:	(単位:千円)
款					項			目			(平位・111)
大事業	É			+	中事業			小事業			
					1 7 21			3 4 2/8			
予算和	重別 補助/単	独 事業 4 始期	年 度 事 終 期 職	務従	送事職員数及び日数 数 日 数	大		施	計	画 3ヵ年計画額	
		УП 791	/N 291 1HX			策休玄 中				0 % 平計區級	
					人	小枝					
	事	ŗ.	業		額		本 年 度	見 積	額の財	源 内 訳	
本年度	当初要求額 前	年度当初予算額 —	増増 減額	減増	前々年度決算額	国庫支出金	都道府県支出	金地	方債	その他	一般財源
			PH PX IX		%						
全体	本事業概要		L		事業目的			問題点・	課題等		
				H	事業内容			事業	効果		
				\perp							
節	本 年 度 当初要求額	前 年 度 当初予算額	増 減 額		財	源	Į.	内		訳	
					款 項 目 節 細 細 歳 節 節	入 特 定 財 源	原 科 目 名	称	本年度	前年度	増 減 額
					節節				充 当 額	充 当 額	
				特							
				14							
				定							
				財							
)AI							
				源							
1		l	1								

注 本書には、別に付属資料を添付すること。

様式第1号(その5)

平成 年度 歳出予算見積書 (当初予算)

会計:																		
款						項					I	1				(平位・1円)		
大事業						中事業												
節細節	細	Þ	節	本 年 度 当初要求額	前 年 度 当初予算額	増増減額	減	前々年度 決 算 額		藉	算	其	础	垒		財源充当元科目		
節	//44		17[1	当初要求額	当初予算額	増 減 額	増減率%	決算額		194	21.	as	H/C	*1	(単位:円)	NIENJE JUIT H		

注 本書には、別に付属資料を添付すること。

様式第1号(その6)

平成 年度 歳入予算見積書 (第 号補正)

会計:	所属:		
款項目節 細 細 々 節 補 正 前 今回補正 子 算 額 要 求 額	補正後額 収入済額	積 算 基 礎 等 (単位	(単位:千円) 対源充当先科目
即即即與一個一個		(4-7)	<u> </u>
合 計			

注 本書には、別に付属資料を添付すること。

様式第1号(その7)

平成 年度 歳出予算見積書 (第 号補正)

会計:												担当者:	
												内線:	(単位:千円)
款				項						目			
大事業				中事業						小事業			
予算種別		事業年度期 終	度 事務 期 職 員	5従事職員数 数	T及び日数 日 数		大	実		施	計	画 3ヵ年計画額	
	All	294 ///	791	- 20		施策	大中 小					0 % 1 11114180	
				人	日		小枝						
	事	美		額				今 回	補正	予 算	見 積 額	の財源内	引 訳
補正前予算	草額 今回補	正要求額	補 正 後	額	予 算 現 額	頂	国庫支	出金	都道府県支	出金 地	力 債	その他	一般財源
全体事業概	要			事業	美 目 的					問題点・	課題等		
				事業	美内容					事業	効果		
										7	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
		L45 I											
節 補 正 予 算	前 今回 要求	補 止 : 額	甫正後額			財		源	į	内		兒	
				款項目	節節節	歳	入 特 定	財源	京 科 目 4	3 称	補正前	今 回	補正後
					節節						充 当 額	充 当 額	充 当 額
				特									

				定									
				財									
			['	只									
			1	源									
			-			差引	一般	財源					

注 本書には、別に付属資料を添付すること。

(平成29規則11・追加)

様式第1号(その8)

平成 年度 歳出予算見積書 (第 号補正)

							920	100														
<u>会計:</u>												所属:								担当	者 ·	
-ZHI.												121/1-4								担当 内	<u>。</u> 線:	
																				5000	(単位: 刊	-円)
款										項						目						
大事	業								中	事業						小事業	Ě					
									-													
節節	152	細	²	節	補予	正 前算額	4	分回補正 更求額		補正後額	頂	予算現額		積	算	基	礎	等	(単	(位:円)	財源充当元科目	1

注 本書には、別に付属資料を添付すること。

(平成29規則11・追加)

様式第1号 附属資料

主務課名				事		業	別	予	算	見	積	書		
				1.	•	<i>></i> <	/3 3	•)F	70				
													<u>i</u>)	单位:千円
事 務 事 業								事業	内容及证	び効果				
根 拠 法 令 等														
会計														
歳款														
歳 出 科 目														
		1 国費						特定	財源				金額	
補 助 区 分	国 県	2 県費												
	細節	本年	度前	年	庻	比	較							
rla	IN HIN	7 +	Z 60		IX.	70	+X	1						
								特定	日子 //巨				金額	
								村止	別 你				並領	
								特定	財源				金額	
								+						
								-						
								nt-to-to-to-to-to-to-to-to-to-to-to-to-to	II I. Nert				A start	
								特定	財源				金額	
^	≟ 1							1						
合	計							1						
※ 経常経費以外	・の事業につい	ハて作成のこ	ی ځ											頁

様式第1号 附属資料

					建			設			事			業				調						
																						(単	位:千	円)
事	業	名										款					項				E	1		
	عالد	-#-	44	++- L. <i>Heri</i>		財		源	内		訳				特	定	財	源	の	状	況			
事	業	費	補 助	基本額		国 庫	県	:	その他	一般	財源	科	目(款	項目筤	節)	\$	企額	補具	助金等	の名称	な及て	び積算	算の基礎	妹
#			•							•														
事業概																								
概要																								
節			/ 1 5	111)	н	積	佐古		補		助		対			多	ŧ							
即			(出)	見	· 人	額	補助	」基本額	衤	甫 助	対	象系	圣 費	\mathcal{O}	内	訳		補助	対象	外系	経 費	の内部	沢
		事	務	費	の	積	算	基	礎	•	限	度	額	見	積	額		Ę	事務費	の内人	、件費	• 充 🖁	当額	
																	率	限	E	度	額	見	積	額
											l			1			-1							

- ※ 1 補助事業、単独事業の別にそれぞれ作成のこと。
 - 2 各経費については、補助対象内及び補助対象外に分けて記載すること。
 - 3 単価差における補助対象及び補助対象外については、同じ段に記入すること。

資料	頁

様式第1号 附属資料

負担金補助及び交付金見積調

No.		

款	項		目						
新継廃別	補助金等の名称	前々年度 実績額	前 当 初 予 算 額	年 現 計 予 算 額	度 決 算 見 込 額	本 年 度 見 積 額	※ 予 算 計 上 額	団 体 名	根拠法令等(条例・規則・ 要綱) 補助金交付の目的・効果 及び実績 積 算 根 拠
í	合 計								

- ※ 1 この欄は、目毎及び補助金・負担金の別に作成し、交付団体別に記載すること。
 - 2 補助事業名及び前年度の金額欄には、前年度より今年度にわたり廃止した補助金(負担金)等も記載すること。
 - 3 記載は、新規・継続・廃止の順にすることとし、それぞれに小計を入れること。

4 ※予算計上額につい	ては、	予算成立後記入すること	0
-------------	-----	-------------	---

	資料	頁
--	----	---

様式第2号(その1)

継	続	費	見	積	書	
	平成	年 月	日 提出	12.	_	主務課名

年度]		. ,,,	,									
会計			款	項										(単位	千円)
					左	の財	源 内	訳	当該年度	左	の財	源 内	訳	77 6	進捗率
事	業名	事業施行年度	事業の内容	計画年割額	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	支出 (予	国 県 支出金	地方債	その他	一 財 源	翌年度繰越額	(B) (A)
				(A)					(B)						
		1													
															_
															_
				_											
		計													

備考 用紙の大きさはB4版とする。

注 本書は、継続費設定年度から継続年度の終了まで事業施行年度順に記載すること。

局長·消防長	次 長	主務課長	係長	係	合 議

様式第2号(その2)

継	続	費	補	正	見	積	書
	平成	年	月	Ħ	提出		

年度																		
会計				款	項											()	単位	千円)
						31 - 7	左	の財	源 内	訳		当該年度	左	の財	源 内	訳		77 6- e-
事	業	名	区分	事業施行年度		計 画年割額	国 県 支出金	地方債	その他	一財	般源	支出 (予 定) 額	国 県 支出金	地方債	その他	一財	般源	翌年度繰越額
			変更前															
			変更後															
			変更前															
		E	変更後															
		E																
		-																
		=																
		=																
		-																
		E																
		E																
		-																
		-																
		-																
		ŀ																
		ŀ																

備考 用紙の大きさはB4版とする。

注 本書は当初見積書に準じて作成すること。

局長·消防長	次 長	主務課長	係長	係	合 議

様式第3号(その1)

繰	越	明	許	費	見	積	書
	平成	年	月	日	提出		

主務課名

年度	会計														(単位	千円)	
						左	この貝	才 源 内	訳	年度内	翌年度		左の	財 源	内 訳		繰越使用
款	項	事	業	名	歳出	国 県				支出	2.12		特定財源		寺定財源	一般	を必要と
				-	予算額	支出金	地方債	その他	一般財源	見込額	繰越額	国 県 支出金	その他	国 県 支出金	その他	財源	する理由

備考 用紙の大きさはB4版とする。

注 1 事業名は、具体的な事業の名称を記載すること。

2 金額欄は、当該事業に係る金額を記載すること。

局長·消防長	次 長	主務課長	係長	係	合 議

様式第3号(その2)

繰越明許費補正見積書

平成 年 月 日 提出

主務課名

年度	会計																	(単	位 千円)
									左の貝	才源 内	訳	年度内	翌年度		左 0) 財源	为 訳		— 繰越使用
款	項	事	業	名	区	分	歳 出	国 県				支 出		既収入特	 持定財源		寺定財源	一 舶	
						,	予算額	支出金	地方債	その他	一般財源		繰越額	国 県 支出金	その他	国 県 支出金	その他	財源	
					変更	前													
					変更	後													
					変更	前													
					変更	後													
					変更	前													
					変更	後													
					変更	前													
					変更	後													
					変更	前													
					変更	後													
					変更	前													
					変更	後													
					変更	前													
					変更	後													

備考	用紙の大き	さはB	4版と	する。
----	-------	-----	-----	-----

注 本書は、当初見積書に準じて作成すること。

局長·消防長	次 長	主務課長	係長	係	合 議

様式第4号(その1)

債務負担行為見積書

平成 年 月 日 提出

主務課名

年度		会計			務負担行為 佐 塩 当該年度の支												(単位	千円)		
		債務負担行為	, <i>t</i> -				年	度					_	左の財	源内訳		•			
事	項	必要とする理	вы 🗕	の 朝 『	限 金	度 額	区	分	ш	定) 額	額	国 県 支出金	地方債	使用料 手数料	寄付金 負担金	その他	一財	般 源	摘	要
				-																
							計	-												

備考 用紙の大きさはB4版とする。

- 1 本書は、債務負担の初年度から終了年度まで負担年度順に記載すること。
- 2 本書には、債務負担行為の積算の基礎となった資料を添付すること。

局長·消防長	次 長	主務課長	係長	係	合 議

様式第4号(その2)

債務負担行為補正見積書

平成 年 月 日 提出

主務課名	
------	--

	年度		会計														(単位	立	千円)
		債務負	担行為を	債 矟	負 担	行為の	限度				度の支	左	Ø	財	源	内	訳		
	事 項	必要と	する理由	期	間	金	額	区 分	年度	出(予	定)額	国 県	地方債	使用料		その他		般	摘 要
-		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後			期間	金 額	支出金	地刀頂	手数料	負担金	ての他	財	源	
								変更前											
								変更後											
								変更前											
								変更後											
								変更前											
								変更後											
								変更前											
								変更後											
								変更前											
								変更後											
								変更前											
								変更後											
								変更前	計										
								変更後	計										

備考 用紙の大きさはB4版とする。

- 1 本書は、当初見積書に準じて作成すること。
- 2 本書には、補正の根拠となった資料を添付すること。

局長·消防長	次 長	主務課長	係長	係	合 議

様式第5号

年度	歳出	現 計	予 算	台 帳		1	
会 計			所 属				
款・項・目・事業・細事業・節	現 額	当 初					
	_						

(平21規則8・全改)

様式第6号(その1)

予算執行計画書(歳入)

平成 年度 会計 所属 平成 年 月 日現在 (単位:千円) 予 算 現 額 目 款項目節細細々節 当初予算 補正予算 第3四半期 第4四半期 出納整理期 第1四半期 第2四半期

様式第6号(その2)

予算執行計画書(歳出)

平成 年度 会計

属	科	目	active and activity of the state of	COLPRO 200 0201 0021	100100 1041	1 724	各 四 坐	期別支	出計画	
項目 事業	節細細々節	P		配当保留額	区 分	第1四半期	年 月 各 四 半 第 2 四 半期	第3四半期	第4四半期	出納整理期間
3 5 7 3	70 30 30 20					20 123	20 127	20 1 22	20	P-1/1/12/2007

(平成21規則8・追加、平成29規則11・全改)

様式第6号(その3)

東近江行	政組	且合													平成	年度
					1	五二	当	麸	目	3	謣	1	聿			
決裁区分	_							Ħ	7	_	門	E				
DCM(III)		管理者		副管理者						\top						
												\exists				
													起 所属 票 氏名			
													者内線			
起	票	日		平成	年	月	日	起	票	所	属					
		配		当		Ì			T		Į.	12		当	増	
年 度	平月		年月				0.04672		年	度	平成		年度	201100		
会 計									会	計						
所 属									所	属						
予算区分									予算	区分						
款									売							
項									ij							
目									F	1						
事 業									事	業						
節									負	fr.						
細節									細							-
細々節									細人	27.50						
									1							
充 当	金	額						円	充	用	金	額				円
予 算	残							円	予	2000		額				円
差引子	算	残額						円	差	引予	算 残	額	W			円
件名																
摘																
要																
													<i>1</i> =	要番号 しゅうしん	11年日	· 番号
						\neg							14:	水田勺	*T'L	- m -7
会計管理者	i												整	理番号		
会計管理者	f													票番号	呼出	1番号

(平成29規則11・追加)

様式第7号

年度 歳 出 予 算 配 当 通 知 書

会計款		. 所属課				
款 項 目		事業 細事業				
節を	科目	名	現計予算額	配当済額	今回配当額	配当残額
h						
}						
<u> </u>						
h - h - h - h						
 						
 						

(平21規則8・全改)

様式第8号(その1)

						苏	き フ		予	算	差	引	篞	孚					
平成	年度							款 項 目 節											
会計 所属							細々	節					2	平成 年	月 日男	見在 (単	位:円)	P.	
起票月日	整理番号 伝票番号	件数	納	入	者		摘		要			予 算 現	1 額	平成 年 調定金額 調定累計額	収入金額収入累計	不納 勿額還 付 オ	て 損 額	予算差引 及 未済	額支払日 額精算日
													-						

(平成29規則11・全改)

様式第8号(その2)

歳出予算差引簿 款項 平成 年度 目 節 会計 細節 所属 細々節 平成 年 月 日 現在 (単位:円) P. A - C D A - D 執行済額E 支払日 五 予算残額 支出金額 支出残額 執行残額A-E精算日 事業 予 算 現 額 起票 整理番号 В С A - B 月日 伝票番号 債 権 者 配 当 額 A 負担行為額 負担行為決定額負担行為伺残額 予算残額

(平成29規則11・追加)

様式第9号(その1)

																	平成		年度
						予	算	浔		用	庫	1	書	1	婁				
決	裁区分	\neg			25.	•	71	"		13		_	117	-	_				
			管理	者	副管理者														
		_				_	_		_									_	
														起	所属				
														票	氏名				
+7		and .	-	,	777 -IA	hr.	п	п	+7	and		-		者	内線				
起		票	E	1	平成	年	月	日	起	票	所	属							
			流		用		減					ì	元			用		増	
年	度	平历	戈	年	度					年	度	平成		4					
会	計									会	計								
所	属									所	属								
予算	区分									予算	区分								
志	火									走	吹								
Ŋ	Į.									ŗ	頁								
E	1									I	1								
事	娄									水	業								
	*									7	*								
負	τή									自	111								
細	節									_	節								
細々	節									細	中節								
油	用	金	額							流	H	金	嫍						
									円					-					円
予	算 引 予	残							円円	_		残 算残	額						円円
100	21 1	升)	久 帜						1.3	上	21 1	升以	帜						1.1
件名																			
摘																			
111-0																			
要																			
															-	· # # 7		notice one	-
															17	票番号		呼出番号	7
会計	管理者														整	理番号			

(平29規則11・全改)

様式第9号(その2)

						子	借	費	夲	<u> 기</u>	4	由	=	害	∄		平成		年度
決非	战区分	1				J.	l/⊞	人	76		7	Т	Р	1H	E	=			
	~~~		管理	里者	副管理者						T								
7.		_											-						
														47	所属				
														1	氏名				
															内線				
起		票		日	平成	年	月	日	起	票	所	属							
			予		備		j	費				10	充			用		先	
年	度	平历	戈	年	E度					年	度	平成		ź	F度				
숲	計									会	計								
所	属									所	属								
予算										予算	区分								
蒙										-	<b></b>								
IJ										+	頁								
E	1										1								
事	業									事	業								
質	i									î	ń								
細										-	節								
細々	22.22									-	> 節								
				T						Ī									
充	当	金	額						円	充	用	金	額						円
子		残	20000000						円	予			額						円
	引予	算 /	汚 額						円	走	引于	算残	額						円
件名																			
摘																			
Tied																			
要																			
																			2
															셛	票番号		呼出番号	<u>1</u>
会計	管理者														整	理番号			

(平19規則3・一部改正・平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

# 様式第10号

#### 継続費繰越申請書

																	年 月	目
年度		会計													主務	課名		
款		項		事業名	7												(単位	千円)
	歳出	左 の	財	源	为 訳	前年	当年度	支出済	左	の財	源	为 訳		翌年	左(	の財	源	内 訳
目節	歳 出 予 算 計上額	国 県 支出金	地方債	その他	一 般 財 源	前 度 変 繰 越額	当年度 予 算 現 額	支出済 額及び 支 出 見込額	国 県 支出金	地方債	その他	一 般 財 源	残額	翌年 度 次 越 額	国 県 支出金	地方債	その他	一 般 財 源

備考 用紙の大きさは、B4判とする。

- 注 1 支出見込額とは、当該年度の支出負担行為済みの金額で支出未済のものをいう。
  - 2 翌年度逓次繰越額の財源内訳の内繰越金以外のものは、当該年度における継続費の特定財源の内調定未済又は調定未納であって翌年度に繰越すものを計上すること。

管理者	副管理者	局長・消防長	次 長	主務課長	係 長	係	合 議	验

	財					政	
局	長	次	長	課	長	係	長

# 様式第11号

#### 繰越明許費繰越申請書

起票 年 月 日 主務課名

年度			会計																		(単位	千円)
	45 III	左の	り財	源内	訳	+111		左 0	) 財	源内	訳	33 <i>F</i> -			左の			訳	1		事業の状況	뮤
事業	歳出	7. 0	2 K1	10K r:	1 11/	文出	不執			101 F F 1	II/C	翌年	既」	仅特定財	t源	未	に収特定則	源	én.		#*************************************	/L
名	予算 額	国 県 支出金	地方債	その他	一般 財源	支出 (見込) 額	行額		地方債	その他	一般 財源	度繰 越額	国 県 支出金	地方債	その他	国 県 支出金	地方債	その他	一般 財源	工 事 出来高	完成予 定月日	工 事の内容

備考 用紙の大きさは、B4判とする。

- 注 1 支出(見込)額には、5月末日までの支出見込を記入すること。
  - 2 未収入特定財源は、調定未済額及び調定未収入額を記載すること。

管理者	副管理者	局長・消防長	次 長	主務課長	係 長	係	合 議

J	財	政	
局長	次長	課長	係長

# 様式第12号

# 事故操越申請書

起票 年 月 日 主務課名

年度			会計																				(単位 千円)
					+:01	才源内部	+ 11			左	の	内	訴	!		+1114		左	の	内	貳	尺	
<b>表面口</b> 然	由	<del>41/-</del>	kī	歳出	上の見	7 ()尽 [2] 司			支出	済額			支出を	卡済額	į	支出負		既収入	. 未	収入	1	ńЛ	事 故 繰 越
款項目節	事	業	名	予算額	特定	<u> </u>	→ 負 担 ・ 行為額	特	定	_	般	特	定	_	般	担行為 予定額	<b>料的 モレ タ白</b>	特定	特	定	財財	般 源	の事由
					財源	財	頁 11 為領	財	源	財	源	財	源	財	源	1′ 足領		財源	財	源	夘	你	

備考 用紙の大きさは、B4判とする。

注 本書には、事故繰越内訳書を添付すること。

管理者	副管理者	局長・消防長	次 長	主務課長	係 長	係	合 議

J	財	政	
局長	次長	課長	係長

# 様式第12号 附属資料

# 事 故 繰 越 内 訳 書

主務課名

(単位 千円)

		工	期		李	出 済	額		左の	内訳	事	業進捗状	·	翌年月	度繰越	级 #
事 業 名	箇 所 名	着工年月日	完 成 予 定 年月日	契 約 金 額	前払金支出額	中間金	計	支 出 見込額	3月末 までの 支 出	4月、 5月中	3月末 迄 の 出来高	5月末 迄 の	6月以 降 の		丁重	繰越使用を 必 要 と する 理 由

備考 用紙の大きさは、B4判とする。

注 本書には、事業進捗状況に関する資料を添付すること。

# 様式第13号

東近江行政組合   平成 年 月 日   所   展   下底   下底   下底   下底   下底   下底   下底
Total
Total
E
E
E
E
E
E
E
E
A
起票日平成年月日所属       会計     予算区分       科     頂       目節     節       細節     細々節       上金額     子算現額
会計     予算区分       科     款       項       目       節       細方       細々節       一次       一次       八方額
計     項       目     節       細節     細々節       金額     予算現額     F       調定累計額     F       四収入済額     F
科     月       日     第       如     新     第     第     下       #     本     新     下     中     収     入     方     額     下       件名     件名
日     節       細節     細々節       金額     予算現額       内収入済額     F       中名
目     節       細節     細々節       金額     予算現額     F       調定累計額     F       内収入済額     F
節 細節 細々節        金 額     子 算 現 額
細節       細々節       金額     予算現額       調定累計額       内収入済額
金額     予算現額       調定累計額     F       収入済額     F
金額     予算現額       調定累計額     F       収入済額     F
金額     調定累計額       P     収入済額       F       4名
円     収入済額       件名
件 名
摘
摘
摘
要
納住所
λ
者 氏 名
<b>/_ 西采旦</b>
ーニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会計管理者
正在用力

(平19規則3・一部改正、平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

# 様式第14号

東近江行政組	且合									平成	年度
		₹	- н	負	担	行	為	伺	書		
決裁区分		^	, ш	灭	J	1 3	עיווי	11			
	管理者	副管理者									
				+							
									所属		
									氏名 内線		
起 票	日	平成 年	月	日	Ē	<u></u>	属	1.0	1 400		
会	計						区分				
	款										
	項										
	目										
事	業										
目 第	節										
	節										
細	々節										
金		額	変	更	金 智	頁	予:	算 配	当 額		円
							_		同済額		円
		円				Р			<b></b>		円
前 回	迄の	累計	今	回迄	の累言	H			区 分		
		円				Р	9				
件		h.									
名											
摘											
要											
債 住	所										
債 権 氏	名										
					公戶	]承認	] 債	権者	番号		
備											·
考											
							J				
									伝票	番号	呼出番号
会計管理者									車4 1円	番号	
									<b>定理</b>	田万	

(平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

#### 様式第15号

 消
 耗
 品

 物
 品
 医
 薬
 材
 料
 購
 入
 何
 書

 原
 材
 料

																			主務課	名			
	年月	变												会	計	起		票			年	月	П
#6				19	5							П							節				
款				邛								目							細節				
品	名	規	格	等	単	位 位	数	量	単	価	金		額				入 業 債 権 者	者)		摘			角

備考 単価契約以外の物品については、必 要な見積書を添付のこと。

管理者	副管理者	局長・ 消防長	次 長	主務課長	係長	係	合 議

#### 様式第16号(その1)

東近江行政組合	東近江行政組合	東近江行政組合
納     入     書       平成     年度     伝票番号       納入入者     A	納 入 済 通 知 書	納入通知書兼領収書 平成 年度 伝票番号  納入者
納入金額	納入金額	納入金額
納入期限 平成 年 月 日	納入期限 平成 年 月 日	納入期限 平成 年 月 日
所属 会計 款 項 目 事業 節 細節 細々節 上記のとおり納入します。	所属 会計 款 項 目 事業 節 細節 細々節 上記のとおり収納しましたので通知します。	所属 会計 款 項 目 事業 節 細節 細々節 上記の金額を納入してください。 年 月 日 東近江行政組合管理者
東近江行政組合会計管理者 領 収 日 付 印	東近江行政組合会計管理者 領 収 日 付 印	領収日付印
(金融機関保管)	(東近江行政組合保管)	(納入者保管)

(平18規則3・全改、平19規3・一部改正、平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

#### 様式第16号(その2)

#### 東近江行政組合 東近江行政組合 東近江行政組合 入 書(戻入) 納入済通知書(戻入) 納入通知書兼領収書 (戻入) 平成 年度 伝票番号 年度 伝票番号 平成 年度 伝票番号 納入金額 納入金額 納入金額 円 円 円 納入期限 平成 月 納入期限 平成 月 納入期限 平成 年 月 日 日 日 所属 所属 会計 会計 会計 款 款 款 項 項 項 Ħ Ħ Ħ 事業 事業 事業 節 節 節 細節 細節 細節 細々節 細々節 上記のとおり納入します。 上記のとおり収納しましたので通知します。 上記の金額を納入してください。 年 月 日 東近江行政組合管理者 東近江行政組合会計管理者 東近江行政組合会計管理者 領収日付印 領収日付印 領収日付印 (金融機関保管) (東近江行政組合保管) (納入者保管)

(平成29規則11・追加)

# 様式第17号 削除

(平21規則8・削除)

#### 様式第18号

更近江行政;	組合												平成		年度
				扔	<b>克</b> 7	替	命	•	令 氰	書			(振替	元•	振替
決裁区分	管理者	副管理者													
	1 47.0	III E EL LI													
										起					
										票者	70 000				
起票	· 日	平成	年	月	日	起	票	所	属	- 10	1 3333				
								,,,,							
	振	替		元					振			替	先		
分							区	分							
度平	成	年度					年	度	平成		年度				
計							会	計							
斤 属							所	属							
·算区分							予算	区分							
款							支	欽							
項							I	頁							
目							1	1							
事 業							事	業							
節							î	ń							
細節							細	節							
細々節							細	マ節							
金	額					円	金		額	į					円
[ 又納累計/	<b>同済額</b>					円	収益	内思言	+/ 伺済額	T I					円
調 定 累						円	1000		累計額						円
<b>辰替元伝</b> 男	票番号						振	替先	<b>伝票番号</b>	<del>}</del>					
#															
Z															
商															
要															
											伝	票番号	呼	出番号	킂
会計管理者											<b>車</b> ケ	理番号			
and the same same same											釜	垤俄芍			

(平19規則3・一部改正、平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

#### 様式第18号(その2)削除

(平成29規則11・削除)

#### 様式第19号(その1)

J	原							符		更		正		通		知		書	更	П	E i	斉	通	知	1	書
	年月	度								年	度								年度	".						
第	号							会計		第	号							会計	第号							会計
	¥		百			千		円		¥			百			千		円	¥		百			千		円
ا	上記金	額を					4	丰度		上記	金額	į ė						年度	上記金	額を	•					年度
		会計	歳入 歳出	に更	正							会記	歳 計 歳	入出	更正さ	れた	<u>:</u>			会	歳入 計 歳出	に更	正済			
更	款															年	J	目 目						年	J	目
更正前科目	項																	_								
科	目												東近	江江行	敗組合	·会計	·管理	!者(印)								
Ħ	節									<b>本</b> 汇次	Λ=: π <b>L</b>	· νπ Λ								東	近江行	<b></b> 政組	計程定:	金融機	関	
更	款									東近江	仃以	租合	御中	7					<b>東</b> 浜江	行动	(組合会	11 25 1	田老郎			
更正後科目	項								] [	指定	全融	機関	1파 낙	-					<b>米</b>	11以	加口云	日 居 1	生日殿			
科	目									10 1	<u> 기</u> 스  T]↓\															
目	節	HHHI O		T 77-																						

(平19規則3・一部改正、平成29規則11・一部改正)

# 様式第19号(その2)

東近	江行政	組合									平成		年度
				歳	入刁	、 糸	<u>ላ</u>	又指	] [	<u></u>			
決裁	战区分	]		7374						_			
		管理者	副管理者										
<u> </u>													
									起	所属		-	
									-	氏名			
144									者	内線			
起	3 男	禹 日	平成	年 月	月		所	属					
会	Ì	計					予 算	区分					
		款											
科		項											
17		目											
		節											
目	刹	節											
	刹	田々節											
台	定	額				円	累	計	額				円
件													
件名													
摘													
1両 _													
要													
-													
_			T										
納	住	所											
入	(OLOGINE)	10 20020											
者	氏	名											
т	- 10-												
										伝票番	문	呼出番号	
					1					以示性	17	つ四田与	
会計	管理者				1					整理番	号		
					J								

(平成29規則11・追加)

# 様式第20号

	管理者	副管理者										
							起票者	100000				
起	票日	平成 年	月	日	所	属						
会	計				予 算	区分						
	- 款 項											
라 _	目											
	 節											
1	細節											
	細々節											
	金額				予 還 円 収	付 界	現計済	額 額 額				
<b>当</b>												
要												
責	支払方法				支	払着	5 望	日	平成	年	月	日
6	住 所				***							
z	氏 名											
4	銀行/口座				/±	1/-: -1	y 17.					
乙成	口座名義人 年 月	日			頂	権者	1 番	ガ			領	
	記の金額を領収		領住	所							収	
上,	江行政組合会計	管理者 様	収氏	名							印	
											177	

(平19規則3・一部改正、平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

# 様式第21号(その1)

東近江行政組	且合		<del>_</del>	பச	, <del>1</del> 0	<u>ات ب</u>	. <del>4</del>	<b>≒</b> →	E u	د با	ر ح	<u></u> → =	<b>.</b>	平	成		年度
決裁区分		8	文门	口具	比坦	行為	木	₹ス	スロ	C) F	راا	िं त	<b></b>				
人或应力	管理者	副管理	者					1									
											-	所属					
												氏名 内線					
起票	日	平成	年	月	E	1	所		J	禹							
会	計						予	算	区分	分							
	<b></b>																
	項 ——— 目																
	業																
	節																
	節																
細	々節																
金	額					円	控	源控		支 払除	内	容 額					F
予 算 配	当 額					円	除				引						F
負担行為						円	請	求			号	• 15					
予算配当	当 残 額					H	請		求		日平	-成	年	月	F		_
ž.																	
商																	
更																	
± +/	方 法							支	払	希	望	日	平成	年	月		日
住	所								14	111	<b>=</b> E	н	十八				Н
氏	名																
銀行/	/ 口座																
口座 /	名義人							債	権	者	番	号					
	E 月			領	住	所									領		
上記の金 東近江行政				1177	т	17									— 収		
<b>水赶在门</b> 政	和日云日	日生日	TAK	収	氏	名									印	印	
					検収		平	成	白	Ē.	月		日			es.	
					検収	/者											
						執行	済	7				位	票番号		呼	出番号	F
会計管理者				-								整	理番号				
													ere erekir isilki				

※ 支払方法が口座振込みのときは領収書は一括

(平19規則3・一部改正、平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

#### 様式第21号(その2)

			資	金	前	渡	美	請	求	書
総	額	¥								
	控除額	所得	税							
		(								
差引記	青求額 _	¥						. – – – -		
7	きだし									
	上記のとね	おり請求	します。	,						
								年	月	目
				主	務	課	名			
				資	金前	渡 職	員			•
	東近江行政	文組合管:	理者			ļ	殿			

#### 様式第21号(その3)

									金	:額						円									出張	命令照	合
			年			日	ます											氏 名	職					<b>(1)</b>			
											明			· · ·	細			書									
月		H	₹\%	Life	鉄	ì	道	賃	į	バ	ス 貸	į		•	月	当	行	<u> </u>									
		出到	発 着	地 地	粁	程	急		行	粁	租	1	粁	程	日	数	不	友数(宿泊地)	金	額	小	計	用				務
E	1	27	<b>1</b>	~-	金	額	料	金	等	金	額	Į	金	額	金	額	<u> </u>	金 額									
									円			,										円					
						円			円		<u> </u>	]		円		円		円				円					
•	,					円			1 1			1		円		円		円				l J					
						1 7			円			,		1 7		1,1		1,7				円					
•	'					円					F	]		円		円		円									
									円													円					
						円					F	]		円		円		円									
						ш	-		円			,		ш			-	m				円					
						円			円		F	j		円		円		円				円					
•						円	1		门			1		円		円		円				门					
金	額					円			円		 円			円		円		円				円					
合	計										•					. •		, ,									
概	算	1	額		I		1		言	青求	(精算	)	額		1		ı	差引過	不足	額			ı				

様式第22号 削除

# 様式第23号

東近江行政組合			平成	年度
	支 出	命令書		
決裁区分 管理者 副管理者				
			.	
		起所属		
		者内総		
起 票 日 平成 年	月 日	所 属		
会 計		予算区分		
款				
科目				
事業				
目節				
細節				
細々節				
金額		源泉支払内容		
負 担 行 為 額		控   除   額     除   控   後   差   引     額		P.
支出命令済額		請求書番号		1 .
支出命令残額	円	請 求 日 平成	年 月 日	1
件名				
摘				
要				
责 払 方 法		支 払 希 望 日	平成 年 月	日
権				
者				
等 口座名義人		債 権 者 番 号		
平成 年 月 日	bas D	N   E   H   J	領	
上記の金額を領収いたしました	領 住 所		収	
東近江行政組合会計管理者 様	収 氏 名		印	
	検収日	平成 年 月	Ħ	印
	検収者			
		inter 1	<b>伝票番号</b> 呼	出番号
会計管理者	執行		*********	
AH B 27		負担行為番号	<b>垒埋</b> 番号	

※ 支払方法が口座振込の時は領収書は一括

(平19規則3・一部改正、平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

#### 様式第24号

								原	14		No	
指定金融	融機関											
			億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	会計年度
			1息	'		1¤	//			10		会 計 別
	金	額										A #1 //
				<u> </u>				<u> </u>				
			月									
渡先氏의	名											
	[	摘要										
						Į.			<i>-</i>			
			小			切			手		N	
支払地			小			切			手		No	
支払地	指	定金融				切			手		No	
支払地	指	定金融	機関名								No	
支払地	指	定金融	機関名						手		No	
支払地		定金融: 額	機関名								No	会計年度
支払地			機関名								No	会計年度
	金	紅額	機関名								No	会計年度
 	金	: 額 :額をご	機関名								No	会計年度
上お	金記の金	: 額 :額をご	機関名								No	
お	記 の 払 払 書 出	: 額 を で 要 で も で も で も で も で も で も う こ る も る た う る も る た う る も る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る も ろ も る り る の も の も の も の も の も の も の も の も の も の	機関名	 J手と亨	 川替え 月					殿へ		会計年度 会 計 別

備考 本様式は記名式であるから、記名式持参人払の場合は、受取人も「持参人」にし、右欄外に「氏名(受取人)渡」と記載すること。

#### 様式第25号

								呼	出番号	
		公金	振替書	計						
区分	会	計	年	度	金		額	件	名	
			平成	年度			円			
			平成	年度			円			
	上記の	とおり打	長替し	て下さ	い。		'			
			年	1	月	日				
	指定金	金融機關	曷		様					
							東边	丘江行政組合	会計管理者	

#### 呼出番号 公金振替済通知書 区 分 計 年 度 額 件 会 金 名 平成 年度 円 平成 年度 円 上記のとおり振替しました。 年 月 日

指定金融機関

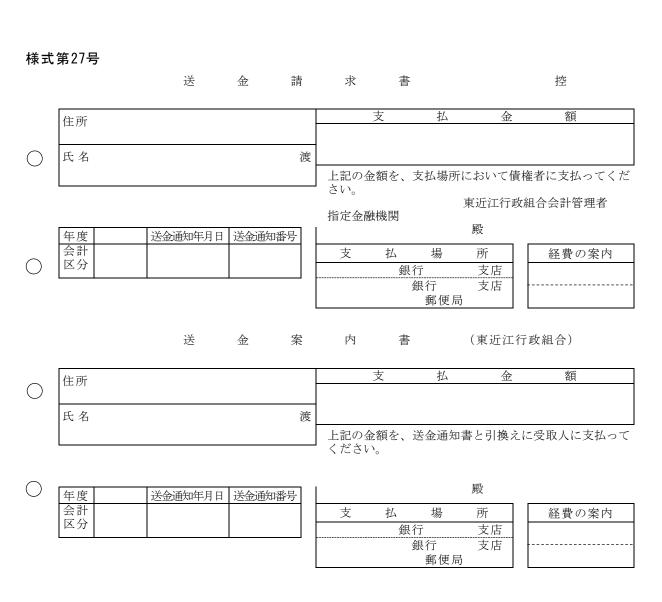
(平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

東近江行政組合会計管理者 様

#### 様式第26号

		小 切 手	振 出 済 通 知 書	
	指定金融機関	名		No
0	金額	千百拾	万千百拾円	会計別
0	年渡先氏名	月日	<u> </u>	

備考 この通知書は、様式第24号の小切手との2連式とする。



	送	金	請	求	書			
0				=	支	 払	金	額
住所					<u>×</u>	14	並	(快
氏名			渡					
					額を、	支払場所に	こおいて債	権者に支払ってくだ
				さい。		東近江行	政組合会計	
左索	マンスマーケロ	ロー・ケンス	ケロエロ	指定金融	機関		殿	•
年度会計	送金通知年月	日送金通	川番方_		払	場	所	経費の案内
区分					銀行		支店	7,000
					Ś	銀行 郵便局	支店	
	送	金	通	知	書			
AT				=	<u></u>	払	<u></u>	額
住所						J	364	BA
氏名			渡					
				上記の金 おいてお				き換えに支払場所に
				324.632	文収り	東近江行	政組合会計	
年度	送金通知年月	日 送金通	知悉是					•
会計	KINDUAH   / 1	H STATE	Λиш / /	支	払	場	所	経費の案内
区分					銀行	行 銀行	支店 支店	
※ 領収	書は裏面です。				<u> </u>	郵便局	义冶	
(平19共	見則3・一部改正)							

#### 様式第28号 削除

(平18規則5・全改)

#### 様式第29号

				支	払	証	明	書			
			金 額						円		
								支 払 証 明 氏 名	1		<b>(</b> 1)
明	支払年月日	支	払	理	由	支		払	先	摘	要
細											
ЛЧП											
上記	flのとおり支払いたしま 年 月 日	<b>ミした。</b>									
東	近江行政組合管理者属	n. Z						職氏 名		•	

備考 黒刷、規格A4

# 様式第30号 (その1)

番号
<b>番</b>

(平19規則3・一部改正、平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

# 様式第30号(その2)

東近	江行政組	自合										平成	年度
			米	青 算	事書	まま ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり	₹戻	, <i>7</i>	、命	令	書		
決割	<b></b>	管理者	副管理	者				-					
		13 -24 14	1476.5										
					T					1			
										起所属			
										票 氏名 内線			
走	□ 票	日	平成	年	月	日	所	ŕ	属				
4		計		10701	VCIR	140,020			区分				
		<u></u> 款											
		頁											
科		<b>I</b>											
	事	業											
目	í	節											
		節											
	細	々節											
受	領	金 額					円	予 算	配 当	á 額			円
使	用	額					30433		亍為 伺	7.1			円
精	算	額						予算	配当多	残 額			円
/tl.			4				円						
件名													
摘													
要													
資	金	受 領	平成	年	月	日		精力	算 元 伝	票番号			
	000000000000000000000000000000000000000	方法	1 1000000	(3)		950			払希	600001 DULLO 1000			
債_	住	所											
権	氏	名											
者	銀行/	口座											
等	口座	名義人						債	権者	番 号			
bei	/>-											領	
領	住	所										収	
収	氏	名										印	
ш													
											- # # 5		U# 0
						4	執行済			1	云票番号	呼上	出番号
会計	管理者									Ę	整理番号		
										: <del>-</del>			

(平成29規則11・追加)

# 様式第30号(その3)

東近	江行政組	合組															平	成		年度
10/20				米	青	算	書	‡ 3	兼	支	: 1	出	命	• •	令	書				
決	裁区分	管理	者	副管理	者															
															所属					
														起票	氏名					
- 4	邑 票	日		平成	年	F	月	日		戸	F		属	者	内線					
	会	計		十九人	-1	-	Л	Н		_		区	777.0							
		汝									2000									
TI		頁																		
科		業																		
目		節																		
		節																		
7172	7.50	々節	sat							m	<b>=</b>	Selfer and	1 1/2	dett						
受使	1110000		頂 頂							50.89		算 配行 為								円円
精	算	Ź	頂							円	予算	配	当 残	え 額						円
件										1 7										
名摘																				
要	^		ver#				-				del	is both -	- /	ne et	п					
資	金 支 払	200000 27	頂 去	平成	年	-	月	日			77.0	うり がない おりまた おりまた おりまた おりまた おりまた おりまた おりまた おりまた	CC 157 14-05	票 番望	日	平成	年	月		日
債	住		近										01130			1 772				-
権者	氏		名																	
等	銀行/口座/										<i>(</i> ±	<b>権</b>	<b>≠</b>	来	무					
bast											15	11生	18	宙	77			領		
領	住		近															— 収		
収	氏	3	名															印		
							_		執	行 済					<del>(</del> z	票番号		呼	出番号	ŕ
会計	管理者														虫	整理番号				

(平成29規則11・追加)

#### 様式第31号

東近江行政約	且合											平成	年度
		扔	<b>基</b> 替	命	令	書		(公3	金	振	替)		• 振替先
決裁区分	管理者	副管理者											
									起票者	所属 氏名 内線			
起 票	日	平成	年 月	日	起	票	所	属					
	振	替		元				振			替	先	
区分						区	分						
年 度						年	度						
会 計						会	計						
所 属						所	属						
予算区分 款						予算区款	-						
項						項	-						
目						目							
事業						事	業						
節						節							
細節						細	節						
細々節						細々	節						
金	額				円	金		額					円
収納累計/ 信差 引 予 算					円	_		/ 伺済額	_				円皿
左 切 丁 异 振替元伝票					円			算残額					円
件名													
摘													
要													
										伝	票番号	呼出	番号
会計管理者										整	理番号		

# 様式第32号 削除

#### 様式第33号

東近	江行政	組合												平成		年度
				쓷	Ē Н	H E	₹	入	合	今	· 🔳	₹				
N4. 4	4 E A			小	<b>X</b> , L	ц <i>г.</i>	<b>人</b>	<u> </u>	нIı	IJ		3				
决裁	战区分	管理者	副管理	者												
		-														
											起声	<b>所属</b>				
											票」					
											者下					
起	3 票	[ 日	平成	年	月	日		所		属	•					
숲	÷	計						-	区区	分						
Ť	300	款						1 2 2	3/							
+		項														
科																
14		目														
		業														
目		節														
	細	節														
	細	々節														
								子,	算 酯	1 业	額					円
4	<b>*</b>	額							异 El 行 為							H.
	-						円		草配							円.
111-								, ,	, HC			1				
件名																
-																
-																
摘																
要																
-																
-																
_																
納	住	所														
100.000.00	Į.T.	171														
入一	er.															
者	氏	名														
_								戻入	、元石	票者	番 号					
									- / - /-							
												伝導	票番号		呼出番号	<del>1</del>
会計	管理者											整理	理番号			

(平19規則3・一部改正、平21規則8・全改、平成29規則11・全改)

#### 様式第34号

				送金通知	印書亡失(汚	損)届				
会	計 年 度			年 度	会 書	上 区 分			=	会 計
番	号	第		号	目	付		年	月	目
		3	¥							
亡失の	又は汚損 理 由									
١	上記の通知書を	亡失、汚損しまし	たからお届け	けします。						
	年	三 月 日								
	会計管理者	(出納員)殿				住戶	近			
						氏名		•		
			未	払	証	明	書			
ا	上記の金額は、	未払いであること	を証明します	0						
	年	三 月 日								
					指足	定金融機関		•		
			支	払	承	認	書			
١	上記の届出事項	質は、正当なるもの	と認めました	こから支払っ	てください。					
	年	三 月 日								
					会	計管理者(出	納員)	印		
			領		収		書			
	収入	上記の金額を領収	こしました。							
	1	年	月 日			住所				
	H NA					氏名				
				(注	意事	頁)				
1 i	き金通知書を亡	<b>二</b> 失又は汚損された	ときは、上記	により所定	事項を記入の	うえ、亡失に	こあたっては	指定金融機関(き	支払場所)	の未払証明
を得	<b>尋て、汚損にあ</b>	っっては、その送金	通知書を添付	†のうえ、発	行者に届けて	てきい。				
2 季	&行者よりの支	で払承認があった場	合は、その支	を払承認によ	って指定金属	機関(支払場	場所)で支払	を受けて下さい	0	

用紙の大きさは、B5とする。

(平19規則3・一部改正)

#### 様式第35号

				隔地	払 支	払 未 済 年 月	金 処 理日分	報告	<u>*</u>
年 月	日番	号	債	権者		金	額	備	考
		金の日から 月 F 出納員)殿		過し、支持	仏未済(		指定金融機		会計諸収入に繰入れましたから報告します。 回

(平18規則5・平19規則3・一部改正)

#### 様式第36号

		小切目		ム 未 済 3 月 日分		書		
振出年月日	小切手番号	債 権	者	金	額	備		考
	は振出の日から1年 年 月 日 (出納員)殿	年を経過し、支払オ	済のため	) 指定金融		者収入に繰入れまし	したから報告します。 回	

(平19規則3・一部改正)

#### 様式第37号

年度歳入歳出予算執行調書

(1) 歳入

(1) ////																							
科	目	予	算	額	調	定	額	収	入	済	額	不 欠	損	納額	未	済	額	予 増	算 。 減	の 額	理		由
				円			円				円			円			円			円			

(2) 歳出

<b>1</b> N			予			算			額		111 - 27	के क्रम	~	ш	松工	同	左	特		定	財	源		不	用	額	$\mathcal{O}$
科	目	予	算	額	流	用	額	予 第	現額	文	田光	斉 額	不	用	額	科	目	予	算	額	収力	\ 済 智	頂	理			由
				田			田		円			円			円					田		P	9				

局長・消防長	次 長	主務課長	係 長	係	合 議

(平18規則5・一部改正)

#### 様式第38号

	管 理 者	副管理者	会計管理者	事務局長	次 長	課長	副主幹	係	合	議	1	
			40.0000 - 0.0000000000000000000000000000		1900						1	
平成 年度	平成 年	月分	収支	計算書				10				(単位:円)
		ac		歳		入	-	200 111	歳	出	r	
会 計 名	予り	章 額	収 入 本月収入額	済 額 計	予算	残 額	収入率	支 出 本月支出額	済 額	予算残	頁 執行率	歳入歳出差引額
一般 会	+		-1-71-027 (10)	ж н				7-77人国級	AE 11			
救急医療特別会												
牧 急 医 療 符 別 会 i	T											
合 計												
各会計預金内訳		(単位:円)	基	金								(単位:円)
会計名 当座預金 (A)	その他の預金 (B)	現 金 (C)	会計名	財政調整			手当基金		と整備基金	消防庁舎等		合計基金現在高 (D)
(A)	(B)	(0)		本月増減額	現在高	本月増減額	現在高	本月増減額	現在高	本月増減額	現 在 高	(b)
一般会計			一般会計									
救急医療特別			救 急 医 療特 別 会 計									
会計	-		特別会計									
合 計	0 0	0	合 計									
保管金(当座預金)	(E)	(単位:円)	· .	指定金融担保	(当座預金)	(F) (単位	: 円)		•		一時借入金	(単位:円)
前月繰越				担保金(滋	(賀銀行)			]	当 座 預 金 (A)+(E)+(F)		借入先	借入金額
本 月 受 7	前					**		1	当座預金以外 (B)+(C)+(D)	7		
本 月 払 7	哥								計	00		-0
現 在 7	前											
金融機関等残高	5		円		ŕ	_{丁政組合残高}			円			

(平19規則3・一部改正、平成29規則11・全改)

#### 様式第38号 付属資料

東近江行政組合

# 収 入 月 計 表 (平成) 年 月分)

平成 年度

						平成	年 月	日 現在 (	(単位:円及び%)	Р.
科目	予 算 現 額	調定	済 額	収入	済 額 累 計	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	予算現額に比 し 増減	予算比収入率
款項目節細細々節		本 月 分	累 計	本月分	累計				比し増減	

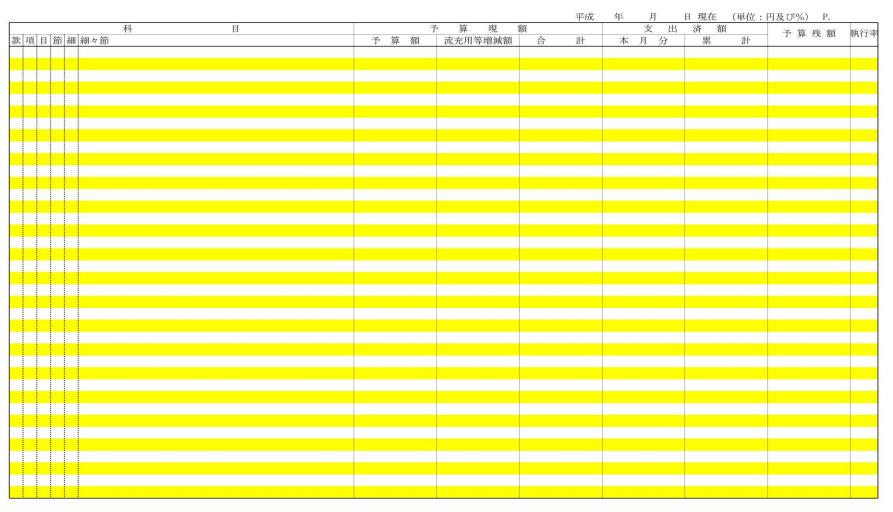
(平成29規則11・全改)

#### 様式第38号 付属資料

東近江行政組合

支 出 月 計 表

平成 年度



(平成29規則11・全改)

#### 様式第38号 附属資料

歳入予算執行管理表

年度

年 月度

	会	計	<b> </b>					所属課							予算区分		
赤	次 工	頁	目	節	細節	名 称	当初予算額	補正予算額	所属替額( 予算現額	累計) ((A)	当月調定済額 累計額(B)	当月収入済額 累計額(C)	当月不納欠損 累計額(D)	収入未済額 B(C+D)	予算残額 (A-C)	執行≅ C/A	犎(%) C/B
	•	•			合	計											

#### 歳出予算執行管理表

年度

年 月度

	会	計								所属課						予算	区分		
隷	項	目	事業	細事	節	細節	細々	名称	当初予算額補正予算額	当月流充用物 累計額	予算現額(A) 配当済額(B)	当月負担行為額 累計額(C)	当月支出済額 累計額(D)	配当残額 (B-C)	予算残額 (A-C)			行率(% C/B □	
																,			
	•	•	•	合			言	+ +				-	<b> </b> -			1			

(平21規則8・全改)

# 様式第38号 附属資料

月末現在各基金預金内訳

単位 円

基金別	預 種 類	預 金 先	預金日	満期日	預 金 額	利 率	期間	備考
合			計					

備考 基金別小計を記入すること。

# 様式第38号 附属資料

月末現在各会計預金内訳

単位 円

会	計	別	預 種	金類	預	金	先	預	金	月	満	期	日	預	金	額	利	率	備	考
	合								計											

備考 会計別小計を記入すること。

#### 様式第39号

#### 収支金月計表

ΕD 東近江行政組合 会計管理者 殿 東近江行政組合指定金融機関 下記のとおり報告します。 平成 年 月分(年度) 株式会社 滋賀銀行 八日市東支店 (単位:円)

下記のとおり報告します。			成 年 月分(年	(度)		(単位:円)	株式会社 滋賀	銀行 八日市東江	支店
会計区分前月残			入高			支	払 高		当月残
云	現 金	振替	戻 出	訂正	現 金	振替	戻 入	訂 正	= 77 7%
小計									
90 保管金会計								(	
小 計									
71, 11									
小計								8	
合 計								5)	
	<u></u>	l.				1		9	-
支	払 未 済 リ	、 切 手				仮	受 金 明	細	
連絡事項 番号 金額	番-		金額					0.000	
番号 金額	番号		金額						

			支 払 未 済	* 小	切 手			仮	受 会	) 明	細
連絡事項	番号	金額金額		番号		金額					
	番号	金額		番号		金額					

(平19規則3・一部改正、平成29規則11・全改)

# 様式第40号

	預	金	残	高	証	明	書
<u>会計</u>							
					_		<u>円</u>
							年 月 日現在
年 月 日							
							東近江行政組合指定金融機関
東近江行政組合会計管理者様							

(平19規則3・一部改正)

#### 様式第41号

#### 収支金日計表

東近江行政組合 会計管理者 殿 東近江行政組合指定金融機関 平成 年 月 日分(年度) (単位:円) 株式会社 滋賀銀行 八日市東支店 下記のとおり報告します。 受 入 高 支 払 高 会計区分 前日残高 当日残高 訂正 現 金 振 替 戻 入 振 替 戻 出 訂 正 現 金 小 計 90 保管金会計 小 計 小 計 合 計 支払未済小切手 仮 受 金 明 細 連絡事項 番号 金額 番号 金額 番号 金額 番号 金額

(平19規則3・一部改正、平成29規則11・全改)

#### 様式第42号

	仕	切	書	
款	項	目	節	_
¥				
				_
		この紙数	枚	

備考 用紙の規格は適宜とし、証拠書類の数項目にわたるものは、この区分を一括して記載することができる。

### 様式第43号

郵 便 切 手 受 払 簿

	П			+	- 1	払					出			高	and Is	
年	月	目	摘	要	受 高	発	送	先	郵	便	物	種別	金	額	残	高

- 備考 1 本簿は切手の種別によって一括して金額を登記すること。
  - 2 同種の郵便物で発送先の異なる場合においては(何々他何件)として一括整理することができること。
  - 3 残高は月計で記入してよいこと。

### 様式第44号(その1)

公 有 財 産 台 帳

		財 産 台	帳 (総括)	土 地		財産の種別		名称	
所		在	地	7 #E ## D	地	籍	評価額又は	異	動
市	町	字	地番	台 帳 地 目	台 帳	実測	取 得 価 格 年	月 日	事 由
					m²	m²	円		
	_								
	_								

規格B5判

(平18規則5・一部改正)

### 様式第44号(その2)

土地	の所在	生				市			町			字					番地							
地	目	地	籍	内	歩	外	歩	沿		革	登記年	F 8 0	1 =	事	由	前		所		有			者	
地	Ħ	地	君首	PI	少	25	少	ſΠ		平	全 記 1	十月日	1 =	₽•	田	住		所	氏	名	又	は	名	称
			m²																					

### 様式第44号(その3)

財産台	帳	( 総	括 )	生物	ļ	財産の種別	ıj					名	称			
建築年月日	棟 数	構	造	床		面	積	価	格	耐	用	異				動
建 架 中 月 日	1朱 数	1冊	但	_	階	一階以外	計	1µц	俗	年	数	年	月	日	事	由
					m²	m²	m²		円							

規格B5版

### 様式第44号(その4)

(表)

家屋の所在	市	町	字	番地	(北)
	家屋番号 第	番	種類		
床面積評価額	沿    革	登記年月日	事由	所     有       住     所	者 元 名 又 は 名 称
n ² 円				Д ///	

(裏)

			2				Vm		(表)
		家	(	屋		明	細	Т	
区	分	構	造	床	面	積	建築年月日	摘	要
	)J	1177	足	一階	一階以外	計		1161	<del>y</del>
				m²	m²	m²			

### 様式第45号(その1)

借 受 財 産 台 帳 ( 土 地 )

所		属	名																	
所		在	地																	
字	土 地番	地 台地目	帳 地積	借面	受 積	用	途	貸	主	借 契	約	期	受 間	坪 当 借 料 金 (年又は月額)	借	手 受	料 组	È	備	考
			m²							自至		月 月	日 日	円				円		
現		在	高																	

### 様式第45号(その2)

借 受 財 産 台 帳 ( 建 物 )

所		厚	Ę		名																					
所		在	E		地										1								1		,	
字	地 番			1 利 i 積	敷 所	有	地 者	家屋帳母		借建	坪	受 延	構	造	用证	金	貸	主	借期	受	契	約 間	坪 当 借 料 金 (年又は月額)	借 料	受 金	備考
				m²					m²			m²							自至	年 年	月 月	目目	円		円	

### 様式第46号

債 権 発 生 通 知 書 ( 債 権 台 帳 )

債 権	の内	容									債	住	所										
発生	生期	日				年	月		日		務	氏	名										
通	知 期	目				年	月		日		者		(名称)										
債 柞	雀 金	額									発	生	原 因										
起債	消		滅			元	本	債	権	金	額	お	よび	利	息			納		入	督	促	
期日	期日	事	由	区	分			期限	金	額	期	間	収納額	欠	損	残	額	告		知	期	日	備考
•								•														•	
•							•	•											•			•	
•							•	•											•			•	
•							•	•														•	
記事														·		·							
																					_		
	旦保の 保証人の						所	(住	在	^封 所)	<u>†</u>		数 ( 保	証る		量 )		評	価	額	俳	Ħ	考

備考 用紙の大きさはB列5版とする。

#### 様式第47号(その1)

東近江行政組合

### 収入一覧表

平成 年度

収 納 日 平成 年 月 日 作 成 日 平成 年 月 日現在 (単位:円) 呼出 番号 摘要 会計 予算 科 目 収入金額 納入者 所属名称

#### 様式第47号(その2)

東近江行政組合

### 支 出 一 覧 表

平成 年度

執 行 日 平成 年 月 日 作 成 日 平成 年 月 日 現在 (単位:円) P. 会計 予算 科 目 所属名称 金 額 債 権 者 摘要 呼出番号

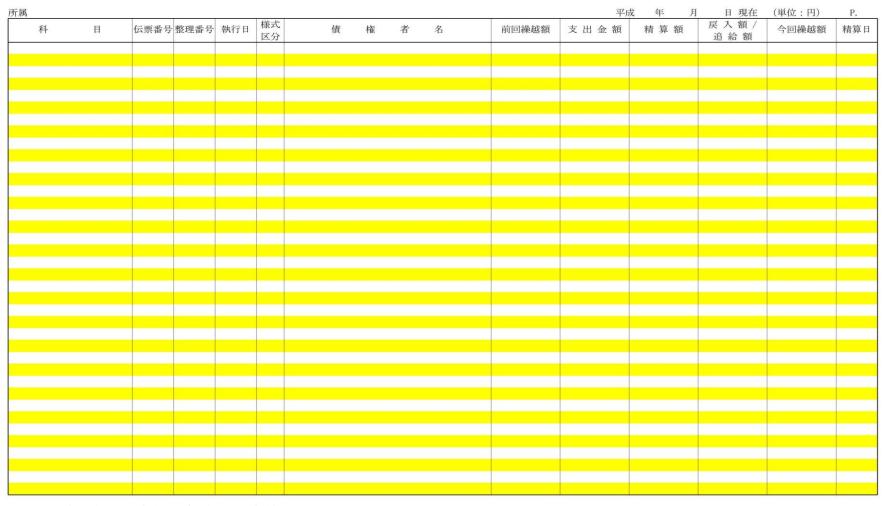
(平成29規則11・追加)

#### 様式第48号

東近江行政組合

### 資金前渡・概算払整理簿

平成 年度



### 様式第49号 (その1)

### 収支日計総括表

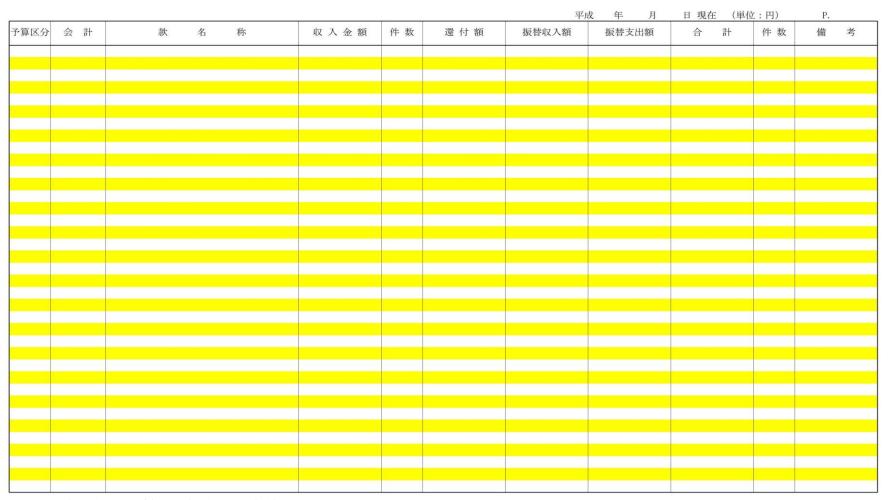
and the feet also					~	人口口	I WRITH	20						
平成 年度 日計処理日	平成 年度	月 日分									作成日: 平原	戈 年 月	日作成	頁
		ДX		入			支		出		日計収支		一時流用累計額(B)	差引残高
会 計 名	前日迄の 累計	収入	還付 振替	日計	累計	前日迄の 累計	支出	戻入 振替	日計	累計	差引残高		一時借入累計額(C)	(A+B+C)
										X				
		5											-	<u> </u>

### 様式第49号(その2)

東近江行政組合

### 収入日計表

平成 年度

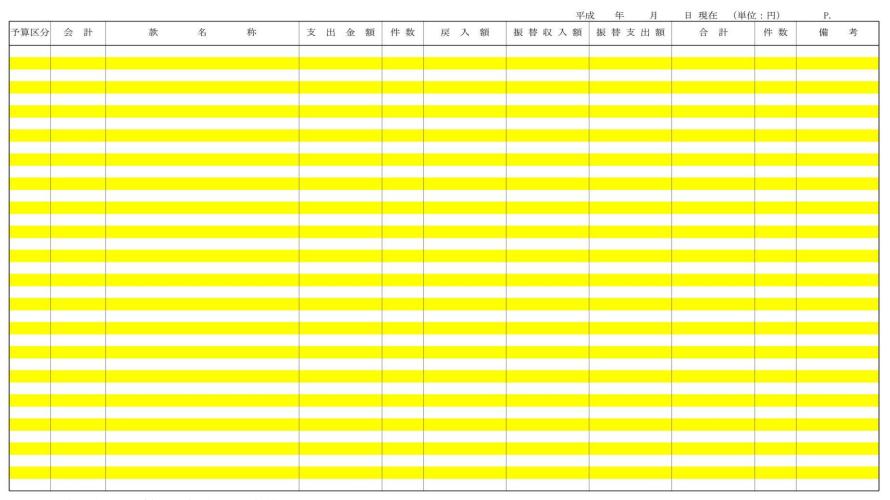


#### 様式第49号(その3)

東近江行政組合

### 支出日計表

平成 年度



### 様式第50号

有 価 証 券 整 理 簿

区 分

種	別		
---	---	--	--

主	管	受		入	摘	要	枚	数	記	号	番	号	金	額	打			ъ/.	ж.	出		٠, ١	残业		##	決	裁	合	議	備	考
		年	月_	日						•					年	月	田	枚	数	金	額	枚	数	<u>金</u>	額						

- 注 1 区分は株券、社債券、地方債証券、国債証券等の区分を、種別は〇〇株式会社株券〇〇県債券等の種別を記載すること。
  - 2 摘要に受入、払出の理由を記載すること。
  - 3 年度を継続して使用できること。

### 様式第51号

## 備品台帳一覧表

備品番号	品 名	取得・異動内容	取得年月日 異動年月日	規格	メーカー	取得価格(円)	設置場所等	備考
7								
	合 計	(点 数)			(合計金額)			

(平成29規則11・全改)

### 様式第52号(その1) 削除

(平成29規則11・削除)

### 様式第52号(その2) 削除

(平成29規則11・削除)

### 様式第53号

東近江行政組合

平成 年度

(平成 年 月分)

会計 所属														平瓦	戈 年 月	日 現在 (	単位:円及び%)	P.	
款 項 目	科 節 細	目	予 算 現 額 (千円)	本	調月	定 済 累	額計	本	収 月	入分	済累	額言	+	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	予 算 残 額	予算比	収入率
																			_

### 様式第54号

東近江行政組合

平成 年度

(平成 年 月分)

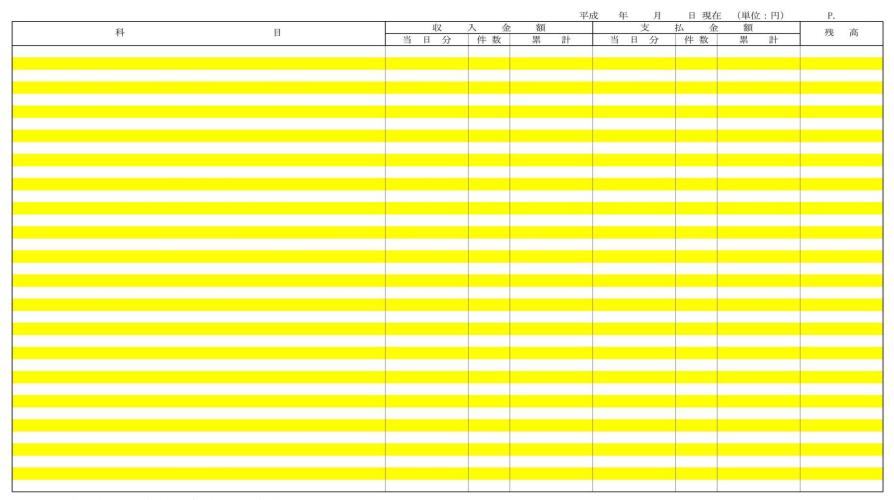
会計 平成 年 月 日現在 (単位:円及び%) P. 所属 予 算 現 額 執 行 済 額 予 算 残 額 執行率 款項目節細細々節 予 算 額 流充用等增減額 本 月 分

### 様式第55号 (その1)

東近江行政組合

### 歳入歳出外収支日計表

平成 年度

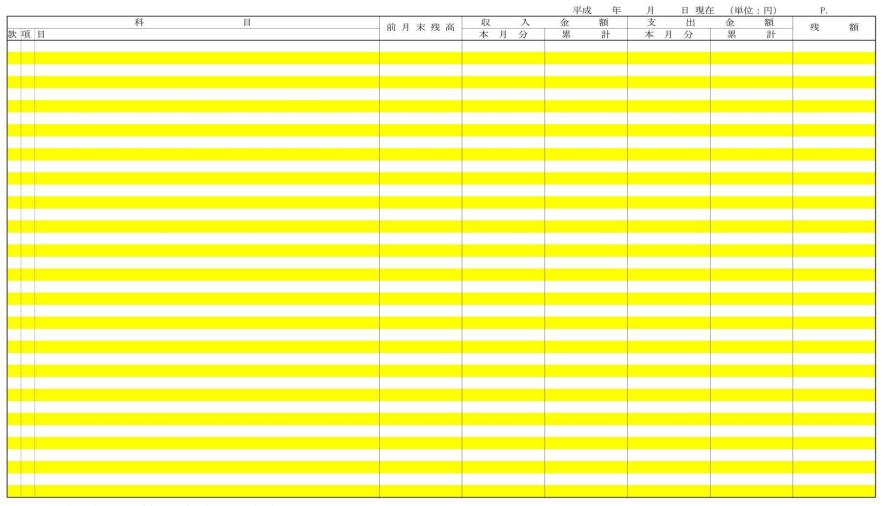


#### 様式第55号(その2)

東近江行政組合

# 歳入歳出外収支月計表

平成 年度



### 様式第55号(その3)

保 管 金 内 訳 書

東近江行政組合指定金融機関 回

東近江行政組合会計管理者 殿下記のとおり報告します。

平成 年 月 日分

(単位:円)

	当座預金	普通預金	通知預金	定期預金	外貨預金	その他		計
合計								

(平19規則3・一部改正、平21規則8・一部改正)

### 様式第56号

	現	金 出	納簿歳	入金・	歳出	出 金 内	訳					-	交付小与 自 自 自 自	刃手記号	至 至 至			検印	検印
会	計	名	摘	要	受 万	入 額	受	入額:	累計	支	払	額	支 払	額累	<b>+</b>	残	高		

合 計

#### 様式第57号 (その1)

物品の売買契約書

物品の売買について、契約担当者

を甲とし、契約相手方

を乙として次

の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(契約の目的及び契約金額)

第1条 乙は、甲に次の契約金額をもって、別紙に掲げる物品を売り渡すものとする。

契約金額

円

(うち消費税及び地方消費税の額

円)

(納入期限、納入場所及び契約保証金)

- 第2条 納入期限、納入場所及び契約保証金は、次のとおりとする。
  - (1)納入期限 年 月 日
  - (2) 納 入 場 所
  - (3) 契約保証金

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、乙から物品を納入した旨の通知を受けた日から10日以内に当該物品の検査を行 うものとし、検査に合格した物品について、その引渡しを受けるものとする。

(契約金額の支払)

第4条 甲は、前条の検査に合格した物品の引渡しを受けた後、乙の発行する適法な支払請求 書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(危険負担)

第5条 第3条の引渡し前に甲及び乙の責に帰することができない理由により生じた損害については、乙の負担とする。ただし、乙が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、甲においても相当の損害を負担するものとする。

(かし担保責任)

第6条 乙は、第3条の引渡し後、当該物品にかくれたかしがあったときは、その補修、取替 え又は、損害賠償の責めを負うものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙は、自らの責めに帰するべき理由により納入期限内に合格品を完納しないときは、 納入期限の翌日から合格品を完納する日までの遅延日数1日につき、契約金額の1,000分の1 に相当する金額を延滞違約金として甲に支払うものとする。

- 2 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。
- 3 甲は、第1項の延滞違約金があるときは、これを第1条の契約金額及び第2条の契約保証 金から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(その他の事項)

- 第9条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については東近江行政組合財務規則(平成5年滋賀中部地域行政事務組合規則第6号)、その他の法令の定めるところによる。
- 2 その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印して、各自1通保有するものとする。

年 月 日

甲 契約担当者

印

乙 契約相手方

印

### 様式第57号 (その2)

工事請負契約書

収入印紙

工	事	3	番	号			年度	穿	Ē	号				
エ		事		名										
エ	事	ţ	里加	所										
請	負	1	't	金	(うち取引	に係る	消費税	及び地ス	ち消費	税の額		円)	円	
エ				期	着竣	I				年年	月月	日日		
契	約	保	証	金									円	

上記の工事について、発注者東近江行政組合管理者 を甲とし、請負人を乙として、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 (甲)

請負人 (乙)

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約に定めるもののほか、別冊の 設計書、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これら の設計書、図面及び仕様書を「設計図書」という。)に従いこれを履行しなければならない。
- 2 この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮説、工法等工事目的物を完成するために必要な手段については、甲乙協議して定める。

(関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事が甲の発注に係る第三者の施工する他の工事と施工上密接に 関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行なうものとする。こ の場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行なう工事の円滑な施工に協力しなけ ればならない。

(工程表及び請負代金内訳書)

- 第3条 乙は、設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲が必要があると認めるときは、乙は請負代金内訳書を提出しなければならない。 (契約の保証)
- 第4条 この契約に要する保証については、第4条の に定めるところによるものとし、第4 条の 及び第4条の の規定は適用しない。
- 第4条の2 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、請負代金額が200万円未満の場合には、契約保証金を免除する。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する公共工事の前払金 保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。)第2条第4 項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)又は甲が確実と認める金融機 関の保証
  - (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」 という。)は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証 金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付し たときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 第4条の3 乙は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。 ただし、請負代金額が200万円未満の場合には、契約保証金を免除する。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の30に達するまで、甲は、保証金額の増額を請求することができ、乙は、保証金額の減額を請求することができる。
- 第4条の4 乙は、この契約の保証を要しない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物及び第32条第1項の規定による部分払のための検査を受けた工事材料を 第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 乙は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

- 第7条 乙は、下請人につき、その名称その他必要な事項を甲に届出なければならない。 (特許権等の使用)
- 第8条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 甲は、監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
  - (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
- 3 甲は、2人以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面をもって行なわなければ ならない。

(現場代理人及び主任技術者)

- 第10条 乙は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に規定する工事にあっては専任の主任技術者又は監理技術者)及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者を変更するときも同様とする。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行なう ほか、この契約に基づく乙の一切の権限(請負代金の変更、請負代金の請求及び受領並びに この契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自 ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって甲に通 知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 (工事関係者に関する措置請求)

- 第11条 甲又は監督員は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者、専門技術者、その他乙が 工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著し く不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、 必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その 結果を、請求を受理した日から10日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その 結果を請求を受理した日から10日以内に書面をもって乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第12条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質を有 するものとする。
- 2 乙は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を得ないで工事現場外に搬出しては ならない。
- 6 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅 滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会及び工事記録の整備等)

- 第13条 乙は、設計図書において監督員の立会のうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会を受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、設計図書において監督員の立会のうえ施工するものと指定された工事については、 当該立会を受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により必要とされる監督員の立会又は見本検査を受ける他、工事写真等 の記録を整備し、甲に遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、第1項又は第2項の立会又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応

じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

- 第14条 甲から乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 甲又は監督員は、支給材料又は貸与品を乙の立会のうえ検査して引渡さなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 甲は、必要があると認められるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若 しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 5 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 6 乙は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図 書で定めるところにより甲に返還しなければならない。
- 7 乙は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 8 乙は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わな ければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第15条 乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等甲の責めに帰すべき理由によるときは、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 2 甲又は監督員は、乙が第12条第2項若しくは第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。

(条件変更等)

第16条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、 直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと (図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に 誤びゅう又は脱漏があることを含む。)。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、 直ちに調査を行ない、その結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、 当該指示を含む。)を乙に通知しなければならない。
- 3 第1項の事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、 次の各号に掲げるところにより、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行なわなければなら ない。
  - (1) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更 を伴うもの甲が行う。
  - (2) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更 を伴わないもの甲乙協議して甲が行う。
  - (3) 第1項第2号に該当し設計図書を訂正する必要があるもの甲が行う。
- 4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、次条 第1項後段及び第2項の規定を準用する。

(工事の変更、中止等)

- 第17条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、設計、工期その他工事の内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を甲に負担しなければならない。
- 2 前項の規定により工事内容に変更を生じた場合における変更請負代金額の計算方法は、次のとおりとする。この場合において、変更請負代金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切捨てる。
  - (1) 変更請負代金額= 当初請負代金額×変更設計金額

#### 当初設計金額

- 3 甲は、第1項の場合において、乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、 建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要 とし、又は乙に損害を及ばしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなけ ればならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定める。
- 4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第18条 乙は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により 工期内に工事を完成することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を明らかにした 書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議し て定めるものとする。

(甲の請求による工期の短縮等)

- 第19条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して書面により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議の上通常必要とされる工期の延長を行なわないことができる。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第20条 甲又は乙は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となったと認め たときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。
- 2 前項の規定による請求は、この契約締結の日から12月を経過した後でなければこれを行な うことができない。
- 3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額 から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)との差額のうち変 動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならな い。
- 4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等 に基づき甲乙協議して定める。

- 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行なった後再度これを 行うことができる。この場合においては、第2項中「この契約締結日」とあるのは「直前の 本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 工期内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不適当となったときは、前各項の規定にかかわらず、甲乙協議して請負代金額を変更することができる。

(臨機の措置)

- 第21条 乙は、災害防止等のため必要があると認めたときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙はあらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとつた措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければ ならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第22条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事 の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第24条第1項に規定する損害を 除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じ たものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第23条 工事の施工に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を生じたときは、 甲がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善 良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものは、乙がこれを負担する。
- 2 前項に定めるもののほか、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその 損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生 じたものについては、甲が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲

乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

- 第24条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)であって、甲乙双方の責めに帰すべからざるもの(以下「天災その他不可抗力」という。)により、工事の出来形部分に損害を生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行ない、前項の損害(乙が善良な管理者 の注意義務を怠つたことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるもの を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を書面をもつて乙に通知しな ければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、甲に対して書面をもつて請負代金額の変更又は損害額の負担を求めることができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から請負代金額の変更又は損害額の負担の請求があつたときは、 当該損害額(工事の出来形部分であつて第32条第2項の規定による検査又は立会その他乙の 工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」と いう。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害額は、損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、 その評価額を差し引いた額として、甲乙協議して定めるものとする。
- 6 数次にわたる天災その他不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災 その他の不可抗力による請負代金額の変更又は損害額の負担については、第4項中「当該損 害額」とあるのは「損害額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請 負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用す る。
- 7 その他、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料及び建設機械器具等に損害を生じたときは、 その損害額の認定及び負担割合等については、甲乙協議して定めるものとする。
- 8 天災その他不可抗力によつて生じた損害の取片づけに要する費用は、甲がこれを負担する。 この場合において甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第25条 甲は、第8条、第14条から第17条まで、第19条から第22条まで、第24条又は第28条の

規定により請負代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第26条 乙は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に乙の立会の うえ工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が書面をもつて引渡しを申し出た ときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行なわないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該工事目的 物の引渡しを求めることができる。この場合において、乙は、直ちにその引渡しをしなけれ ばならない。
- 5 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して甲の検査を受けなければ ならない。この場合においては、補修の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用す る。
- 6 甲は、第2項及び前項の検査に当たり必要があると認めたときは、工事目的物を破壊して 検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、乙の負担 とする。

(請負代金の支払)

- 第27条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求する ことができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を 支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差引くものとする。

(部分使用)

- 第28条 甲は、第26条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部 又は一部を乙の同意を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分の検査をし善良な管理者の注意をもつて使用

しなければならない。

3 甲は、第1項の使用により、乙に損害を及ぼし、又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

(前金払)

- **第29条** この契約による請負代金額の前金払については、第 項に定めるところによるものとし、第 項の規定は適用しない。
- 2 前金払の請求については、次に掲げるところによる。
  - (1) 乙は、保証事業会社と、契約書の工事完了の時期を保証期限とし、保証事業法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結して、甲に対してその保証証書を寄託し、請負代金額の100分の40に相当する額以内の額を前払金として請求することができる。ただし、その額は、40,000,000円を限度とする。
  - (2) 甲は、前号の規定による請求があったときは、その日から起算して40日以内に前払金を支払わなければならない。
  - (3) 債務負担行為に基づき、各会計年度において前払金を支払う場合における第1号の規定 の適用については、第1号中「請負代金額」とあるのは、「請負代金額の支払年度区分額」 と読み替えるものとする。
  - (4) 工事の内容の変更その他の事由により請負代金額の10分の5以上を増額した場合においては、乙は、その増額後の請負代金額の前払金支払可能限度額から受領済みの前払金を差引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2号の規定を準用する。
  - (5) 工事の内容の変更その他の事由により当初の請負代金額の10分の5以上を減額した場合においては、乙は、受領済みの前払金から減額後の請負代金額の前払金支払可能限度額を差引いた額を減額のあった日から30日以内に返還しなければならない。ただし、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定めるものとする。
  - (6) 甲は、乙が前号の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前号の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年8.25%の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 3 乙は、甲に対して、前払金を請求することができない。

(保証契約の変更)

- 第30条 乙は、前条第2項第4号の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、前条第2項第5号の規定により請負代金額を減額した場合において、保証契約を変更したときは、乙は、変更後の保証証書を遅滞なく甲に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

第31条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第32条 この契約による請負代金額の部分払については、第 項に定めるところによるものと し、第 項の規定は適用しない。
- 2 部分払の請求については、次に掲げるところによる。
  - (1) 乙は、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品(監督員の検査を要するものにあっては、当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「出来形部分」という。)に相当する請負代金額が請負代金額の10分の4以上となる場合は、当該請負代金額相当額の10分の9以内の額について次号から第5号までに定めるところにより月1回に限り、部分払を請求することができる。
  - (2) 債務負担行為に基づき、各会計年度において部分払を行う場合における前号の規定の適用については、前号中「請負代金額相当額」とあるのは「当該年度の請負代金額相当額」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額の支払年度区分額」と読み替えるものとする。
  - (3) 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料又は製造工場にある工場製品の検査を書面により甲に求めなければならない。この場合においては、甲は、遅滞なくその検査を行わなけれはならない。
  - (4) 乙は、前号の規定による検査に合格したときは、書面により部分払を請求することがで

きる。この場合においては、甲は、当該請求のあった日から起算して40日以内に部分払金 を支払わなければならない。

(5) 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1号の請負代金額相当額は、甲乙協議して定める。

部分払金の額
$$\leq$$
 (第1号の請負代金額相当額 $\times$   $\frac{9}{10}$  - (前払金額 $\times$   $\frac{ 第1号の請 }{$  請

負代金額相当額 負代金額

- (6) 第3号の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1号及び前号中「請負代金額相当額」とあるのは「請負代金額相当額から既に部分払の対象となった請負代金額相当額を控除した額」とするものとする。
- 3 乙は、甲に対して、部分払を請求することができない。

(第三者による代理受領)

- 第33条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とする ことができる。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第27条、又は第32条の規定に基づく支払をしなければならない。

(かし担保)

- 第34条 工事目的物にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修 補を請求し、又は修補に代え若しくは、修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第26条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内(石造、れんが造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、その他これらに類する堅固な工作物、又は、地盤の欠陥については、2年以内)にこれを行なわなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は10年とする。
- 3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず遅滞なく書面をもってその旨を乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときはこの限りでない。

- 4 工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により 生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不適当であ ることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第35条 乙の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、 工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工 期を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、遅延日数1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する金額とする。 ただし、特別の事情があるときは、この金額の全部又は、一部を免除することができる。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により、第27条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合 においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年8.25%の割合で計算した額の遅 延利息の支払を甲に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第36条 第4条の3の規定の適用によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定により保証人が選定し甲が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」 という。)から甲に対して、この契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を継承す る旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を継承させる。
  - (1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。)
  - (2) 工事完成債務
  - (3) かし担保債務(乙が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。)
  - (4) 解除権
  - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 甲は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定す

る乙の権利及び義務を継承することを承知する。

4 第1項の規定による甲の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に 基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担 する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約 金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(甲の解除権等)

- 第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められたとき。
  - (4) 第39条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査のうえ当該検査 に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡し を受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に対応する請負代金を乙に支払わなければ ならない。
- 3 前項の場合において、第29条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第32 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除し た額)を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済 みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額、前払金の支払の日から返還の日 までの日数に応じ、年8.25%の割合で計算した額の利息を付して甲に返還しなければならな い。
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合においては、甲は、乙に対して、請負代金の10 分の1に相当する額を違約金として請求することができる。
- 5 第26条第6項の規定は、第2項の検査について準用する。
- 第38条 甲は、工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、 契約を解除することができる。
- 2 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

- **第39条** 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。
  - (1) 第17条第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第17条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5 が 6 ケ月を超えるときは、6 ケ月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、 その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3 ケ月を経過しても、なおその中止が解除 されないとき。
  - (3) 甲が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能になったとき。
- 2 第37条第2項、第3項及び第5項並びに前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第37条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを 準用しない。

(解除に伴う措置)

- 第40条 契約が解除された場合においては、乙は、次項から第6項までに定める措置をとらなければならない。
- 2 第14条の規定による貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により減失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 第14条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により減失し、若しくはき損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 工事用地等に、その所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち甲に返還しないものを含む。)があるときは、これを搬出するとともに工事用地等を原状に復して甲に明け渡さ

なければならない。

- 5 前項の場合において、乙が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は 工事用地等を原状に復さないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、その他工事用 地等を原状に復することができる。この場合においては、乙は、甲の処分等について異議を 申し出ることができないとともに、甲のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第2項から第4項までに規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第37条の規定による甲の解除権の行使であるときは甲が定め、第38条の規定による甲の解除権の行使であるとき又は第39条の規定による乙の解除権の行使であるときは、甲乙協議して定める。

(火災保険等)

- 第41条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下同じ。)等を火災保険その他の保険に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、第1項の保険加入の時期、期間及び金額については、甲と協議のうえ定めるものとする。
- 4 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、 遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、工事目的物等が明らかに火災保険等に付さなくてもよいと認 められるときは、甲乙協議のうえ付さないことができる。

(紛争の解決)

- 第42条 この契約の各条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合 その他この契約に関して、甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建 設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 第43条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決 する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲 裁判断に服する。

(関係機関の行う検査及び監査)

第44条 乙は、完成検査後であっても、関係機関の行う検査又は監査に当たり、これに立会う ものとし、当該検査又は監査において破壊された部分の復旧に要する費用を負担するものと する。

(雑則)

第45条 この契約に基づく各届出書、通知書等の様式は、甲の定めるところによる。

(補則)

第46条 この契約に定めのない事項については、東近江行政組合財務規則(平成5年規則第6 号)その他関係法令の規定によるほか、必要に応じ甲乙協議して定める。

#### 様式第57号 (その3)

委 託 契 約 書

委託業務の名称

年月日から

履 行 期 限年 月 日まで

業務委託料 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

契約保証金

頭書業務の委託について委託者を甲とし、受託者

を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。) をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに、頭書の委託業務(以下「委 託業務」という。)を完了しなければならない。
- 2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 甲は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変 更することができる。

(再委託等の禁止)

**第3条** 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面に より甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止する ことができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、 甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。 賠償金額は甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

- 第8条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、延滞金を付して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数1日につき1,000分の1に相当する金額と する。
- 3 甲の責に帰する事由により第10条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、乙は、遅延日数に応じ、年8.25%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(検査及び引渡し)

- 第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検 査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく 当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、 再検査の期日については前項を準用する。
- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払)

- 第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。 (違約金)
- 第11条 乙の責に帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の10分の 1 を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作り、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲	
乙	

# 様式第57号 (その4)

収		入				物	品	供	給	契	約	書	
印		紙											
1	物	品	名										
2	契	約	金	額_									
3	納	入	期	限		年	月	日	ただし	、納入	は甲の	り指示による。	
4	納	入	場	所 目	甲の指	定する	場所						
5	契糸	分保	証金	:									
				年	月	日							
				供給	者(	È	所						
					P	寄号又	は名称						
					f	<b>₹</b> ₹	表	者					0

は下記物品を前記金額で購入(修繕及び工作を含む。)するため、

を甲とし、供給者を乙として物品供給契約約款によつて契約を締結する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

物	品	名	規	格	•	銘	柄	数	量	単	位	単	価	金	額
													円		円

# 様式第57号(その 5)

	契	約	書	収入
				印 紙
契約担当者	を甲	とし、契約相号	手方	を乙として、下記
のとおり契約を締結す	`る。			
なお、契約の証とし	て本書2通を何	作成し、甲乙言	己名押印のうえ、各自	目1通を保有する。
契約の目的				
履行期限	契	約 締 結	日 着手	
		年 月	日 完了	
契 約 金 額				円
	(うち取引に	係る消費税及	び地方消費税の額	円)
契 約 保 証 金				
検査時期及び場所	完了後10日	以内に、甲が	指定した場所で実施	する。
契約違反時の処分				
契約金額支払要領	完了検査後	、適法な支払	請求書を受理した日	から30日以内に契約
	金額を支払う	0		
危険の負担				
その他必要事項	この契約条	項に定めるも	ののほか、必要な事	頃については東近江
	行政組合財務	規則 (平成5	年滋賀中部地域行政	女事務組合規則第6
	号)、その他の	)法令の定める	ところによる。	
年月	月			
		(甲) 契約打	<b>旦当者</b>	
				印
		(乙) 契約村	目手方	
				印

#### 様式第58号(その1)

工 事 等 完 了 届 書

工事	名お	よび看	番 号								
契	約	月	日								
エ	事	場	所								
請	負	金	額						円		
契	約	期	限		着	I	年	月	日		
矢	ボソ	刼	四		竣	エ	年	月	日		
施	7	П	П		着	手	年	月	日		
旭	工	月	日		完	了	年	月	日		
備			考								
上訂	己のとお	り完成し	ました	ので届けます。							
	年	月	目								
							(請負)	人)			
							住 原	沂			
							氏 名	名		(FI)	
契約	<b></b> 力担当者		殿								

#### 様式第58号 (その2)

# <u>工 事 出 来 高 届 書</u>

工具	事名お	よびき	番号		2	年 度	第		号			
契	約	月	日									
工	事	場	所									
請	負	金	額							円		
契	約	期	7/H		着	エ	4	年	月	日		
失	术ソ	捌	限		竣	工	4	年	月	日		
施	エ	月	目		着	手	4	年	月	日		
旭	-1-	Л	H		出来高	歩合						
備			考									
上	記の工事	月	日現	在の出来高を届けます。								
	年	月	目									
								(請負)	<b>L</b> )			
							住	E Ā	听			
							丑	<del>-</del> 4	Ż			
契	約担当者		殿									

#### 様式第59号 (その1)

	検査	調書
検査の対象		請負人
契 約 金 額	円	
履 行 期 限 年 年	月 日着工 月 日完成	
進行程度年月	日 完	成 年 月 日 部分済%
工事既成額	円	支 払 可 能 額 円
同 上 9 割 額	円	今回請求額 円
前 金 払 償 還 額	円	差 引 残 高 円
支 払 済 額	円	前金払額円
検 査 所 見		
特 記 事 項		
年 月 日 検査		
		検査員
		(立会)監督員

#### 様式第59号(その2)

						物	品	検	查	調	書			
契	約		月	日					契	約	金	額		円
納				入					履	行	期	限		
П				名	数			量	単			価	金	額
												円		円
		計										円		円
進	行		程	度				年 月		日	完納 分納	(	%分納	
検	査		所	見										
特	記		事	項										
	年	月	日	検査										
											検査員		<b>(</b> )	

備考 用紙の大きさはB5とする。

#### 様式第60号 (その1)

	入	术L	書(工	事)		
入 札 金 額					円	
工 事 名						
エ 事 の 場 所						
入 札 保 証 金 額					円	
上記の金額をもって請負レ	ハたしたいので、設計書、仕様書、	、契約書案及び財務規	則(平成	年 月	日規則第	
号)並びに指示事項を承	承知して入札いたします。					
年 月 日						
			住 所			
		入札者	氏 名			
			N 4		H	
契約担当者	<b>&gt;</b>					

#### 様式第60号(その2)

	入	札	書	(工事を除	< )	
入 札 金 額					円	
入 札 の 目 的						
引 渡 の 場 所						
引 渡 の 期 限				年	月日まで	
入 札 の 方 法						
入 札 保 証 金 額					円	
内					訳	
品	格	数  量	単	価	金額	備考
				円	円	
上記の金額をもって請負	いたしたいので、仕	様書、契約書案及び財務	規則(平成	年 月	日規則第	号) ならびに指示事項
を承知して入札いたします	•					
年 月 日						
				所		
			入札者 氏	名	(FI)	
契約担当者 殿	į					

# 様式第61号

落 札 決 定 通 知 書

落	札		金	額	Р	}
					(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円	月)
エ	事等	争 0	り名	称		
契	約	の	種	類		
着	手		期	日	契 約 締 結 日	
履	行		期	限	年 月 日	
契	約	予	定	日	年 月 日	
そ		の		他	ア〈金銭的保証の場合〉	
					入札通知(契約保証金)において記載した落札金額の10%以上に	- 相
					当する履行保証を付し、落札決定の日から10日以内に当該保証又は	は保
					証を証する書面を添えて契約書を提出すること。	
					イ〈役務的保証の場合〉	
					入札通知(契約保証金)において記載した落札金額の30%以上に	- 相
					当する債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(かし担保特系	讨付
					のものに限る。)による履行保証を付し、落札決定の日から10日以	人内
					に当該保証を添えて契約書を提出すること。	
					ウ〈免除〉	
			年	月	日に行った上記の入札について、貴社(方)に落札決定したので	·····································
知	します	- 0				
			年	月	日	
					契約担当者	
					東近江行政組合管理者      印	
					様	

# 様式第62号

			有 佃	証 券	受 入 調	書					
所	属	決	裁	合	議	係		長 記			帳
	年 月 日			第	뭉						
	会 計 管 理 者	課長	係	長	<u> </u>	係	記	帳	受	入 月	日
決裁											
		¥									
受							保	管	証	番	号
受入理由											
				内	訳						
種	別記	号	番	号	枚	数	金	額	摘		要

#### 様式第63号

			有 価	証 券 ‡	ム 出 調	書				
所	属	決	裁合	Ĭ	議	係		長 記		帳
	年 月 日			第	号					
	会 計 管 理 者	課長	係	長		係	記	帳	受 入	月 日
決裁										
		<u>¥</u>								
払						_	保	<b>章</b>	E 番	号
理由										
				内	訳					
種	別記	号	番	号	枚	数	金	額	摘	要
	(T-0HB) 0 4mL-1									

# 様式第64号

					保		管		ij	正			
	年	月	日				第	号					
				<u>¥</u>				_					
種		別	記		号	番		号	金		額	摘	要
		殿											
											会計管理者(出納	]員)	印
還							係					記	
付			年	月	Ħ		長			係		帳	

# 様式第65号

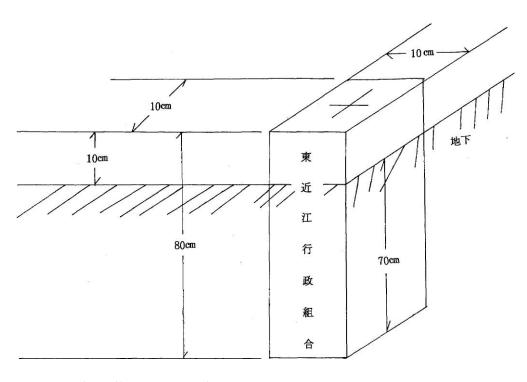
第	뭉												
					会	計	検	査	員	証			
	年	月	日	交付									
									東近江	行政組	.合管理者	¥	

# 様式第66号

		検	ì	查	報	告	書				
		自	年	月	目						
	年度	至	年	月	日						
<del></del>					円収		入	高			
内											
金					円前	年 度	より糸	<b>桑</b> 越			
金					円 本	年 度	受 領	高			
金					円 払		出	高			
内											
金					円指	定金融村	幾関へ払	出高			
金					円 支		払	高			
差引金					円 現		在	高			
					つい	 \て検査を	執行した				
上記のとおりである。											
年 月 日											
									検査	 員	

# 様式第67号

土 地 の 境 界 標 柱



構造は鉄筋コンクリート造とする。

#### 様式第68号

#### 土地の境界標柱確認に関する覚書

東近江行政組合が設置した境界標柱は、	下記に記載した土地の境界を示したもので、	その設置箇所は別紙図面のとおりです。
上記を確認するため、この覚書を作成し	、各当事者がそれぞれ1通を保有するものとし	<b>、ます。</b>

年 月 日

東近江行政組合財産管理者 氏 名 ①

隣接地所有者住所 氏 名 ^①

同 上

同 上

市	町村	· 大	字	字	地	番	設	置	数	所	有	者	備	考

規格B5版

#### 様式第69号

							物品	交	付	請	求	書						
					年	月	ŀ	計請	求		年度						年度	
	請求	主務問	長	係	長	係	合	議	物品	取扱」	員 会計						会計	
決	所										款							
7 <del>1</del> ±	属調法	課	長	係	長	係	審	査			<del>- 項</del>							
裁	達所見										目							
	属	物 品	交	 付 年	月1	3	交	付	受	Ą	質節	ė.	需 用	費	 消	<u></u>	品	
				4	年 )	月 日					所属	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\						署)
品	名	番号	数	量	品		名	規	<u> </u>	格 単		価	金	額	摘			要
		-					-				-							_
支金		出 額		百			7					円	備考					

- 注 1 正副2通作成、用紙の大きさは規格B5とする。
  - 2 品名番号は番号順に書くこと、単価、金額は記入しないこと。

様式第70号

# 備品標識

# 東近江行政組合備品

備品番号:

品 名:

品名コード:

(平成29規則11・全改)

#### 様式第71号

				重	Ì	要	勿	品	整	理	簿						
品	名								購	入年	. 月日				年	月	日
単 位 呼	称				購	入	金	額				購	入	先			
年	月	目	摘			要	所		Į.	<b>K</b>	名	備					考

備考 1 本書は重要物品1点ごとに作成すること。

2 摘要欄には、修繕、交付、返納、所属換、転用、または貸付の区分を記入すること。

#### 様式第72号

				物	品	寄	付	調	書			年		月	月		
品	名	呼	称	数		量	評	ſī	Б	額	宏	付 年	В	П	寄	付	者
ПП	70	h1_	471	奺		里	単	価	金	額	印	11 +	Л	Н	住	所 氏	名
(新品	・中古)																

備考 1 品名欄には品名の下に新品、中古等寄付物品の状態を記入すること。

2 第152条の規定により会計管理者に受入命令を発するときは、本様式に寄付申出等関係書類を添付すること。

(平18規則5・平19規則3・一部改正)

# 様式第73号

年度

# 備品組替兼処分票

局長・	消防長	次	長	主務認	果長	庶務係長	係	$\neg \neg$				合 議	į.			$\neg$		
				財政主	管課			$\neg$				出紀	内課					
局	長	次	長	財政主管		副主幹	係		会	計管理者	1 出	納課長	副主	幹	係	=		
																		1/2
起具	裏 者 j	所 属																9
起具	票者.	氏名																
所		属																
所		在	N N															
B	動事	e th							起	票	日							
共	到	* ш							異	動	日							
異	動	理 由																
	/# D	H		-	-		(0)			16		T	D /m:14	/FI)	5.H			
No	備品	番号		品	名		規			格		取行	导価格	(円)	設	置	場	叶

伝票番号

#### 様式第74号

				物	品	処	分	調	Ī	ŧ				年	月	日		
品				名	7	呼		称	- No.	数	量	拍	商					要
	財		更	Ţ	Ė	<u>l</u> È	읱	<b></b>				出					納	
局	長	次	長	財政主管課力	長 月	財政係長		係			会計管理	!者	出納課長	仔	系	長	存	系

備考 1 摘要欄には処分する理由を詳細に記入すること。

2 第154条第2項の規定により会計管理者に協議するときは、本書式に見積書等関係書類を添付すること。

# 様式第75号

VI SISTE					在	庫	品	整	理	簿	小	分	類	品 名	1			
月	•	目		受			入			払				出	押	右	数	島
Я	·	Н	数	量	摘			要	数	量	摘			要	九	汨	奴	里

# 様式第76号

										<u>起</u>			債		台		帳					
		目										借	入	金	額							
業	É	名										貸	入	年 月	月							
債	年	度								年月	Ę	利			率			年				
案	番	号		第								借		入	先							
決 賃	E 月 方	日 法				左	F	月	E			一 償	還	期	間		自 至 内:	年 年 年 居置其	度 度 朝間		年年	
可年月	日番	号			年	,	月	日	第		号	償	還	方	法						·	
可	金	額										摘	•		要							
								貨	į	還		年	Y	欠	表							
厚	度 払	、込	期	日	未	償	還	元金	全 償	還	元	金	利	Ŧ	<del></del>	払 年	月	日	認	込 印	備	考
																			<u> </u>			
																			<del> </del>		-	
																			ļ			
													ļ						<b></b>			
	债 案 決 债 了 年 可	案 番 決 年 月 債 方 叮年月日番 可 金	業     名       債     年     度       案     番     日       债     方     法       可年月日番号     可     金     額	業     名       債     年     度       案     番     号       決     年     月       債     方     法       可年月日番号     可     金     額	業     名       債     年     度       案     番     号       決     年     月       債     方     法       丁年月日番号     可     金     額	業     名       債     年     度       案     番     男       決     年     月       債     方     法       丁年月日番号     年       可     金     額	業     名       債     年     度       案     番     第       決     年     月     日       債     方     法     上       可     全     額     年	業     名       債     年     度       案     番     等       決     年     月     年       債     方     法       丁年月日番号     年     月       可     金     額	業     名       債     年     度       案     番     等       決     年     月       債     方     法       丁年月日番号     年     月       可     金     額	業     名       債     年     度       案     番     等       決     年     月     日       債     方     法       可     年     月     日     第       可     金     額	日 業 名   債 年 度   案 番 号   決 年 月 日   債 方 法   可 年 月 日   可 金 額     (償 還	目       業 名       債 年 度     年度       案 番 号 第       決 年 月 日     年 月 日       債 方 法     年 月 日 第 号       可年月日番号 年 月 日 第 号     可 金 額	目     借       業 名     貸       債 年 度     年度       素 番 号     第       決 年 月 日     年 月 日       債 方 法     貸       可年月日番号     年 月 日 第 号 貸       可 金 額     資       償     還       賃     還       賃     還       年     年	目     借入       業名     貸入       債年度     年度       案番号第     借       決年月日     年月日       債方法     「年月日番号 年月日第号 号償還可金額       償還年       償還年	目     借入金       業名     貸入年月       債年度     年度       案番号第     借入       決年月日     年月日       債方法     償還期       可年月日番号年月日第号億還方       可金額     備還方       償還方     方       資還年次	目     借入金額       業名     貸入年月日       債年度     年度       素番号第     借入先       決年月日     年月日       債方法     價量期間       可年月日番号年月日第号/償還方法     有別分子       可金額     有別分子       資量年次表	目     借入金額       業名     貸入年月日       債年度     年度       案番号     第       供年月日     任入先       決年月日     年月日       債 還期間       丁年月日番号     年月日第号億還方法       可金額     万年月日       債 還 年 次表       度 定 年 次表	目     借入金額       業名     貸入年月日       債年度     年度       案番号第     借入先       決年月日年日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	目     借入金額       業名     貸入年月日       債年度     年度       新日     年度       大年月日     年月日       資方法     個還期間       丁年月日番号     年月日第号億還方法       可金額     「日本の       資産年次表       「食」       資産年次表       「食」       「食」	日	日	日     借入金額       業名     貸入年月日       債年度     年度       不度     利 率       株年月日     年月日       債方法     償還期間       丁年月日番号     年月日第号       百金額     「億還方法」       「億還方法」       「億還方法」       「年月日番号     年月日第号       「億還年次表」       「億還年次表」       「日本億億元金億億元金億億元金額」子

備考 本台帳様式裏面に償還年次表を刷込むこと。

# 様式第77号

一 時 借 入 金 整 理 簿

											-11	IH		717	1E.	→ 1→				
供	借入	先	借		入		明		細	返		納	日	数	利	子	附	記	備	考
IB		<i>)</i> L	金	額	年	月	日 利 導	率	年	月	目	Н	双	个リ		LI.1	ПL	VHI	77	
									•					目		円				
									•											
									•											
									•											
									•											
									•											
									•											
									•											
									•											
									•											
									•											
					<u> </u>														l	

#### 様式第78号

				事	務	引	継	書		
		年度								
1	現	金		¥			年	月	日手持現在高	
2	帳	簿					₩			
		歳	入 歳 と	主 計 簿	ŧ			₩		
		資	金 前	前 渡 簿	ŧ			₩		
		概	算払及び育	前 金 払 整 理 簿	ŧ			₩		
		備	品	台 帳	1			₩		
				簿			₩			
				簿			₩			
3	証	拠 書 類					<b>⊞</b>			
4	そ	の他								
5		自	年 度							
		至	年 度							
-	1 🛊	長    簿					₩			
4	2 意	正拠書類					₩			
;	3 ~	その他								
		年 月	日 付	出納員交替	幸により上	:記のとおり	) 引継を約	終了しま	した。	
		年 ,	月 日							
							前在	壬出納員		
							後任	壬出納員		
_	上記の	の引継を相違なく	終了しました	÷ - 0						
							<u> </u>	会 人		

備考 引継ぐべき帳簿、証拠書類は現年度におけるもの意外に保存年限中のものを掲記すること。